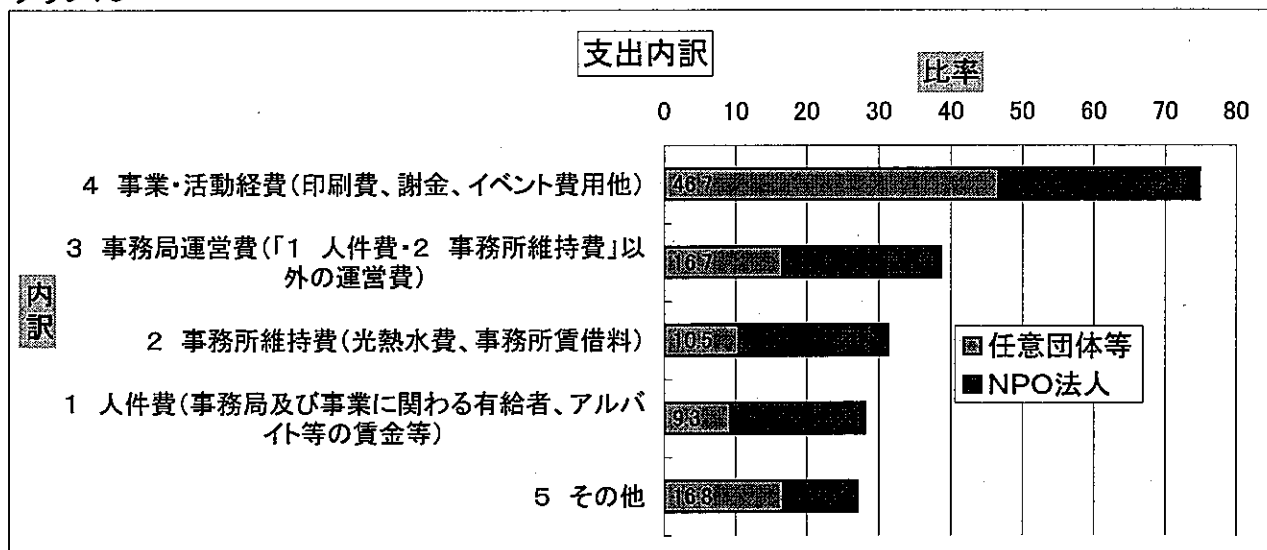


表35

支出内訳	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目	合計 (件数)	任意 団体 等	構成 比(%)	NPO 法人	構成 比(%)
1 人件費(事務局及び事業に関わる有給者、アルバイト等の賃金等)	66	27	10	18	5	126	60	9.3	66	18.8
2 事務所維持費(光熱水費、事務所賃借料)	14	50	44	25	8	141	68	10.5	73	20.8
3 事務局運営費(「1 人件費・2事務所維持費」以外の運営費)	22	84	56	19	4	185	108	16.7	77	21.9
4 事業・活動経費(印刷費、謝金、イベント費用他)	294	56	27	22	3	402	303	46.7	99	28.2
5 その他	61	37	13	7	27	145	109	16.8	36	10.3
合計(件数)	457	254	150	91	47	999	648	100	351	100

グラフ10



5. NPO活動の支援・促進

(1) 現状における問題点——複数回答

現状における問題点を表36・グラフ11の全体で見ると、①活動・事業の担い手不足25%、②資金不足が約22%、③社会的な理解・認知不足が13%、④情報発信不足8%、⑤活動拠点不足6%、⑥行政との関係不足6%、⑦活動の助言者不足5%、⑧研修機会不足5%などである。NPO法人では①資金不足、②社会的な理解・認知不足、③活動・事業の担い手不足、④情報発信不足、⑤行政との関係不足が上位を占め、任意団体とほぼ同様な傾向であるが、人材よりも資金不足という点で団体との相違が示された。

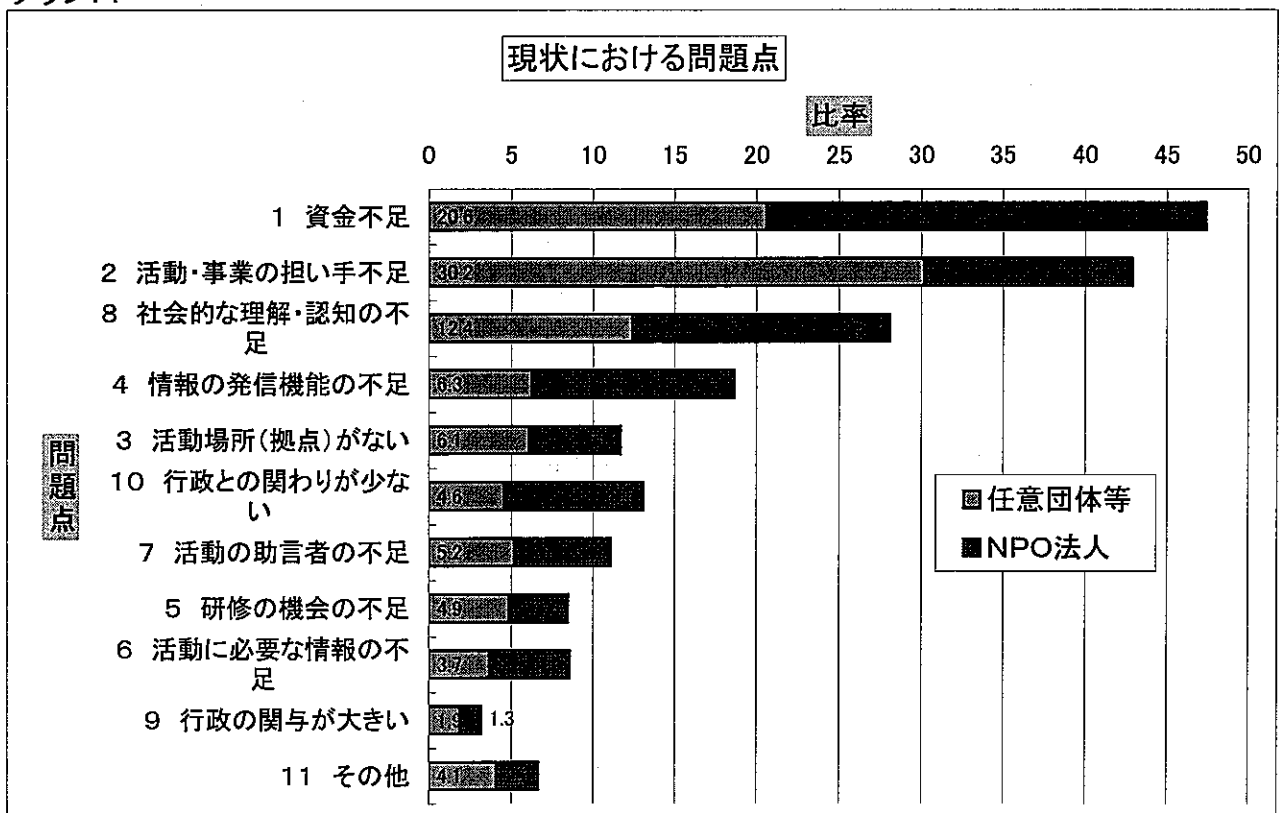
圏域別でも同じ傾向で、合わせて全体の47%を占める活動・事業の担い手不足と資金不足について見ると、特に古川・石巻・迫の3地区で活動・事業の担い手不足を問題とする傾向が強い(表37)。また、研修の機会の不足は全体的に少数意見のなか、石巻地方において若干高比率を示す。

表38による主な活動分野別によれば、障害者、子ども、教育・学習支援において資金不足が一番の問題となっているほかは似かよった傾向が見られる。唯一、異なる傾向なのは高齢者で、社会的な理解・認知の不足22%、活動・事業の担い手不足13%、情報の発信機能の不足11%、活動の助言者の不足10%の順となっており、資金不足はそれに次ぎ1割に満たない。

表36

現状における問題点	回答 団体 数	構成 比(%)	任意 団体 等	構成 比(%)	NPO 法人	構成 比(%)
1 資金不足	233	22.4	151	20.6	82	26.8
2 活動・事業の担い手不足	259	25	220	30.2	39	12.7
3 活動場所(拠点)がない	62	6	45	6.1	17	5.6
4 情報の発信機能の不足	84	8.1	46	6.3	38	12.4
5 研修の機会の不足	47	4.5	36	4.9	11	3.6
6 活動に必要な情報の不足	42	4	27	3.7	15	4.9
7 活動の助言者の不足	56	5.4	38	5.2	18	5.9
8 社会的な理解・認知の不足	139	13.4	91	12.4	48	15.7
9 行政の関与が大きい	18	1.7	14	1.9	4	1.3
10 行政との関わりが少ない	60	5.8	34	4.6	26	8.5
11 その他	38	3.7	30	4.1	8	2.6
合計	1038	100	732	100	306	100

グラフ11



(2) 圏域別で見た現状における問題点

表37

圏域別で見た現状における問題点	宮城県・7圏域別									
	大河原地方	仙台地方	うち仙台市	古川地方	築館地方	迫地方	石巻地方	気仙沼地方	県外	合計
1 資金不足	32	148	(99)	17	9	10	10	5	2	233
2 活動・事業の担い手不足	30	155	(103)	24	7	17	20	4	2	259
3 活動場所(拠点)がない	6	41	(25)	7	2	0	2	3	1	62
4 情報の発信機能の不足	7	53	(38)	10	2	5	4	2	1	84
5 研修の機会の不足	6	24	(14)	3	3	1	10	0	0	47
6 活動に必要な情報の不足	5	24	(16)	4	0	4	2	2	1	42
7 活動の助言者の不足	7	32	(18)	5	2	3	7	0	0	56
8 社会的な理解・認知の不足	13	81	(55)	15	7	8	11	3	1	139
9 行政の関与が大きい	1	9	(4)	4	0	3	0	1	0	18
10 行政との関わりが少ない	7	41	(24)	2	4	1	3	1	1	60
11 その他	7	23	(15)	4	1	0	1	1	1	38
合計	121	631	(411)	95	37	52	70	22	10	1038

(3) 主な活動分野別(上位10分野《回答総数の93.6%》)で見た現状における問題点

表38

主な活動分野別で見た現状における問題点	1.子ども	4.高齢者	17.地域・まちづくり	18.文化・芸術の振興	14.環境・エコロジー	5.障害者	6.福祉一般	3.教育・学習支援	8.国際交流	7.医療・保健・健康づくり	回答団体数
1 資金不足	32	21	23	19	18	26	16	17	15	9	196
2 活動・事業の担い手不足	31	29	25	24	30	18	21	14	17	9	218
3 活動場所(拠点)がない	11	5	2	5	2	9	7	4	2	1	48
4 情報の発信機能の不足	10	24	9	4	7	8	8	3	3	2	78
5 研修の機会の不足	10	21	1	4	2	7	5	1	2	0	53
6 活動に必要な情報の不足	7	18	1	7	1	5	2	2	1	1	45
7 活動の助言者の不足	7	23	3	5	5	7	5	5	0	2	62
8 社会的な理解・認知の不足	18	48	18	8	12	17	11	11	3	8	154
9 行政の関与が大きい	2	4	5	2	1	0	1	1	2	0	18
10 行政との関わりが少ない	7	18	7	5	1	8	9	3	2	3	63
11 その他	5	12	5	3	2	2	3	2	2	1	37
合計	140	223	99	86	81	107	88	63	49	36	972

(4) 行政からの支援——複数回答

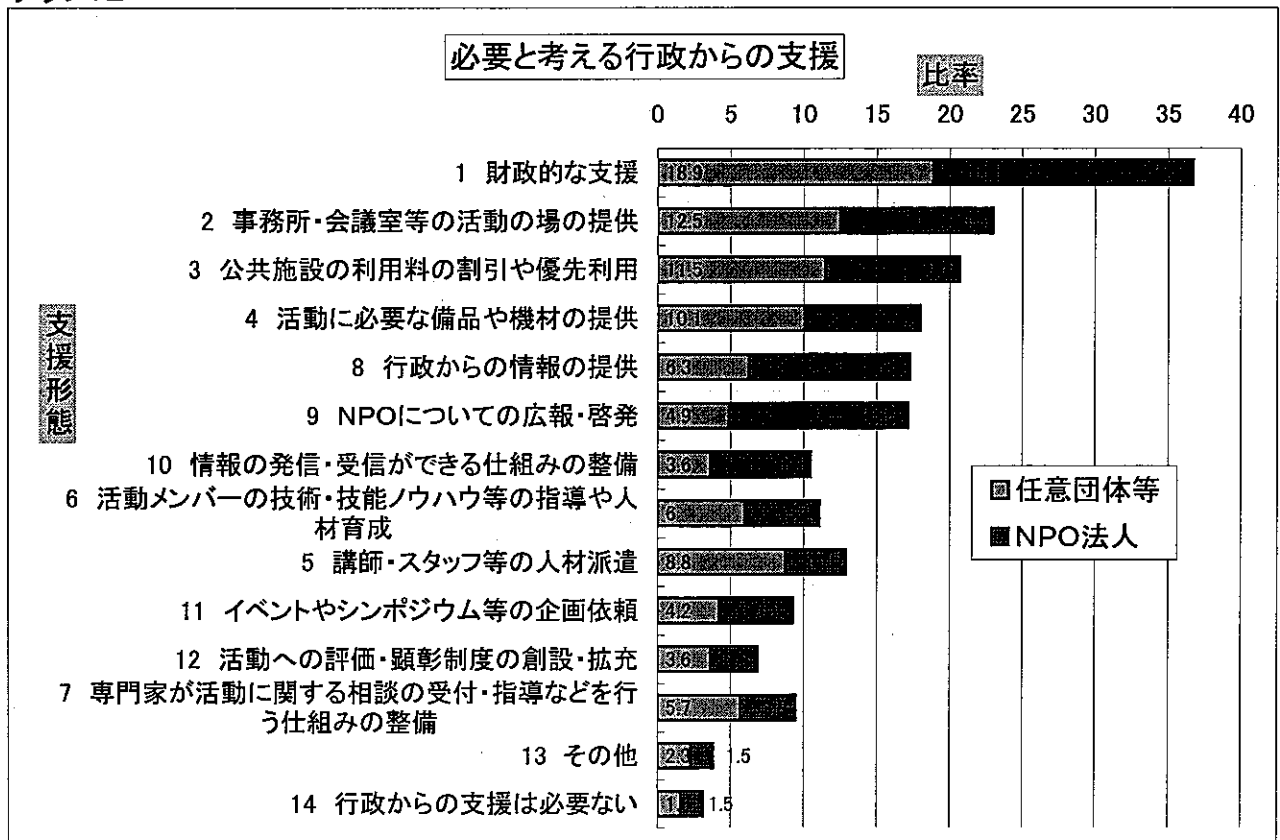
財政的支援18%、事務所・会議室等の活動場所12%、公共施設の利用料金軽減・優先利用11%、備品・機材の提供10%、行政からの情報提供10%、県政便り等でのNPO活動紹介8%、情報ネットワークの形成6%、ノウハウの指導6%、人材派遣5%、イベント企画の依頼4%、活動の評価・顕彰4%などである(表39、グラフ12)。NPOについての広報・啓発が約12%で2番目になるNPO法人からの要望も大体同様となっている。県と施策を同じにする場合には協力してもらえるが、そうでない場合の支援方法が行政としても困難である。各種団体の活発化により行政サービスの手の届かないところで活動してもらうためには、ヒト、モノ、カネの支援が必要であると言える。

圏域別(表40)でも分野別(表41)でも「財政的支援」がほとんど1番目となる。そのうち、圏域別の石巻では「備品や機材」の提供が最多なほか、活動分野別の福祉一般では、「活動の場」が約17%、「行政からの情報提供」14%、「財政的支援」13%の順になっているのが目を引く。

表39

必要と考える行政からの支援	回答 総数	構成 比(%)	任意 団体 等	構成 比(%)	NPO 法人	構成 比(%)
1 財政的な支援	209	18.2	141	18.9	68	17.8
2 事務所・会議室等の活動の場の提供	135	11.8	94	12.5	41	10.5
3 公共施設の利用料の割引や優先利用	122	10.7	86	11.5	36	9.2
4 活動に必要な備品や機材の提供	112	9.8	76	10.1	31	7.9
5 講師・スタッフ等の人材派遣	53	4.6	66	8.8	16	4.1
6 活動メンバーの技術・技能ノウハウ等の指導や人材育成	67	5.9	45	6	20	5.1
7 専門家が活動に関する相談の受付・指導などを行う仕組みの整備	32	2.8	43	5.7	15	3.8
8 行政からの情報の提供	109	9.5	47	6.3	43	11
9 NPOについての広報・啓発(県政だよりなどを通じたNPO活動の紹介)	93	8.1	37	4.9	48	12.3
10 情報の発信・受信ができる仕組みの整備(情報ネットワークの形成)	70	6.1	27	3.6	27	6.9
11 イベントやシンポジウム等の企画依頼	47	4.1	32	4.2	20	5.1
12 活動への評価・顕彰制度の創設・拡充	45	3.9	27	3.6	13	3.3
13 その他	18	1.6	17	2.3	6	1.5
14 行政からの支援は必要ない	33	2.9	12	1.6	6	1.5
合計	1145	100	750	100	390	100

※ 寄せられた「具体的な提案」(83件)は、巻末の「資料編『3別表』の(1)」に全文を記載した
グラフ12



(5)圏域別で見た行政からの支援
表40

圏域別で見た行政からの支援	宮城県・7圏域別									
	大河原地方	仙台地方	うち仙台市	古川地方	築館地方	迫地方	石巻地方	気仙沼地方	県外	合計
1 財政的な支援	18	134	(87)	21	8	10	11	5	2	209
2 事務所・会議室等の活動の場の提供	7	93	(64)	14	3	7	7	3	1	135
3 公共施設の利用料の割引や優先利用	7	83	(51)	10	2	6	9	4	1	122
4 活動に必要な備品や機材の提供	14	63	(40)	8	5	5	12	4	1	112
5 講師・スタッフ等の人材派遣	3	27	(16)	7	4	6	5	1	0	53
6 活動メンバーの技術・技能ノウハウ等の指導や人材育成	11	36	(20)	8	4	1	4	3	0	67
7 専門家が活動に関する相談の受付・指導などを行う仕組みの整備	3	20	(12)	5	0	1	2	1	0	32
8 行政からの情報の提供	7	69	(45)	11	3	7	6	3	3	109
9 NPOについての広報・啓発(県政だよりなどを通じたNPO活動の紹介)	8	57	(39)	9	5	5	4	3	2	93
10 情報の発信・受信ができる仕組みの整備(情報ネットワークの形成)	7	46	(29)	5	4	3	3	1	1	70
11 イベントやシンポジウム等の企画依頼	3	32	(22)	6	2	1	1	0	2	47
12 活動への評価・顕彰制度の創設・拡充	4	25	(18)	5	3	2	4	2	0	45
13 その他	2	12	(9)	2	1	0	1	0	0	18
14 行政からの支援は必要ない	3	18	(12)	5	2	4	1	0	0	33
合計件数	97	715	(464)	116	46	58	70	30	13	1145

(6)主な活動分野別(上位7分野《回答総数の82.9%》)で見た行政からの支援
表41

主な活動分野別で見た行政からの支援	1.子ども	4.高齢者	17.地域・まちづくり	18.文化・芸術の振興	14.環境・エコロジー	5.障害者	6.福祉一般	3.教育・学習支援	8.国際交流	7.医療・保健・健康づくり	回答団体数
1 財政的な支援	28	18	23	17	17	27	12	11	13	8	174
2 事務所・会議室等の活動の場の提供	16	13	9	13	10	10	16	10	8	4	109
3 公共施設の利用料の割引や優先利用	20	9	4	16	11	12	8	7	8	3	98
4 活動に必要な備品や機材の提供	16	11	8	8	8	18	8	6	6	3	92
5 講師・スタッフ等の人材派遣	6	10	6	1	5	6	4	5	2	0	45
6 活動メンバーの技術・技能ノウハウ等の指導や人材育成	10	12	5	3	5	9	9	2	3	1	59
7 専門家が活動に関する相談の受付・指導などを行う仕組みの整備	3	7	3	1	0	3	5	2	0	1	25
8 行政からの情報の提供	12	16	12	7	9	11	13	4	4	3	91
9 NPOについての広報・啓発(県政だよりなどを通じたNPO活動の紹介)	16	10	6	1	10	12	9	6	3	5	78
10 情報の発信・受信ができる仕組みの整備(情報ネットワークの形成)	10	6	6	6	7	7	5	4	1	3	55
11 イベントやシンポジウム等の企画依頼	9	2	9	6	4	4	3	3	1	1	42
12 活動への評価・顕彰制度の創設・拡充	4	6	8	6	5	6	1	2	3	0	41
13 その他	2	2	2	2	2	1	0	1	1	2	15
14 行政からの支援は必要ない	4	6	6	4	3	1	1	0	0	0	25
合計件数	156	128	107	91	96	127	94	63	53	34	949

(7) 財政的支援

補助金・助成金の交付が77%、寄付者の税軽減10%、低金利の融資制度の創設5%、住民税などの税の優遇措置4%の順(表42、グラフ13-1、2)。任意団体の実に約9割、NPO法人の6割近くが補助・助成を望んでいる。

寄付者の税軽減では、個人・団体の収入の一定割合を公益事業に無税で払い出すことができる“みなし寄付”で収入に対する所得・地方税も軽減税率が適用されることが望ましい。特にNPOではこの寄付行為促進を望む声が多く、21%強にも上る。(みなし寄付制度とは、特定非営利活動に係る事業からであっても小規模企業並みに法人税が課税されるので、法人税法上の収益事業で課税対象となる利益を上げた場合、そこから、一定の金額を非収益活動に支出するならば、損金として算入できるようにしようという制度のこと)

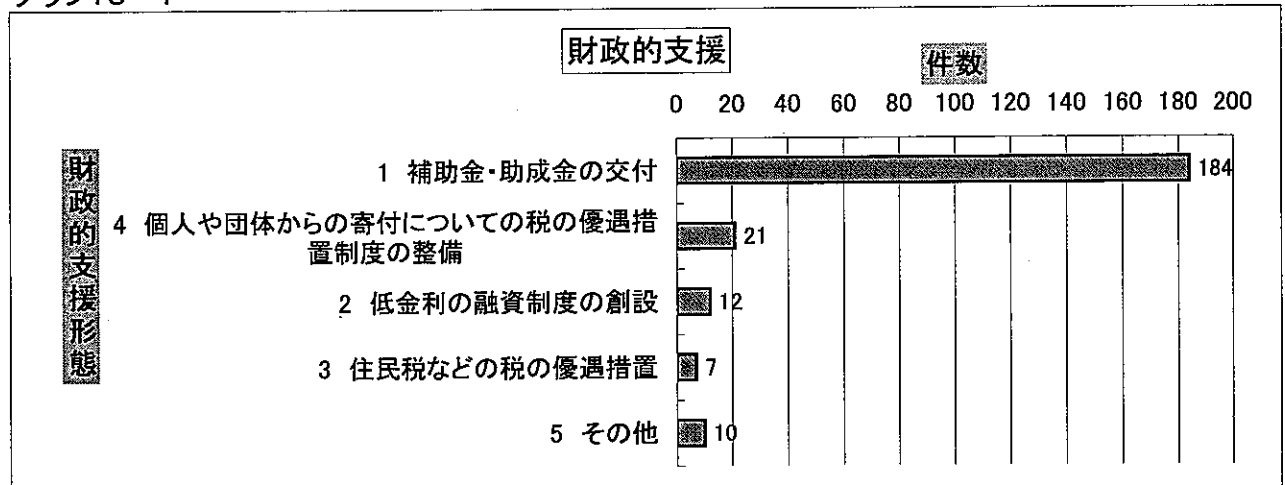
また、様々なNPO支援策が打ち出されていることに対して、行政への期待が高まっているということは、行政への依存が過大であり、民間の多様な助成金制度に関する情報をもっと流すことが重要である。NPOが行政からの独立性と補助金を求めるという矛盾した結果もあるが、行政補完的なのか行政代替的なのかも明確ではない。この辺の仕切りは行政で場合分けする必要がある。

表42

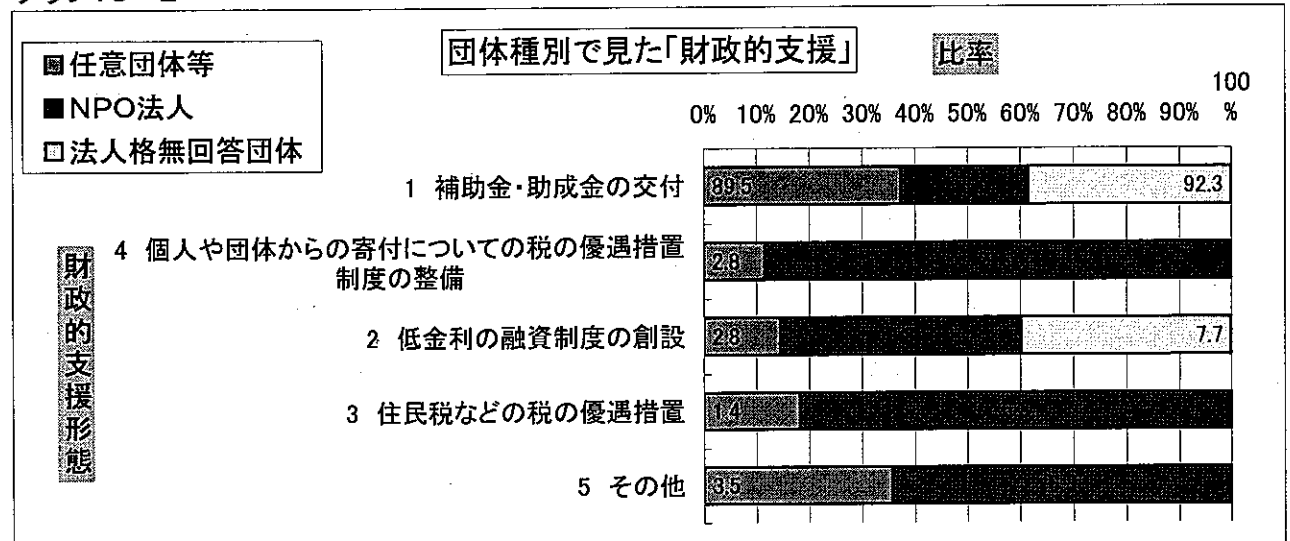
財政的支援	回答団体数	構成比(%)	任意団体等	構成比(%)	NPO法人	構成比(%)	法人格無回答団体	構成比(%)
1 補助金・助成金の交付	184	77.3	126	89.5	46	57.3	12	92.3
2 低金利の融資制度の創設	12	5	4	2.8	7	8.8	1	7.7
3 住民税などの税の優遇措置	7	3.8	2	1.4	5	6.3	0	0
4 個人や団体からの寄付についての税の優遇措置制度の整備	21	9.7	4	2.8	17	21.3	0	0
5 その他	10	4.2	5	3.5	5	6.3	0	0
合計	234	100	141	100	80	100	13	100

※回答合計数は問13の209対象者を上回るため、無回答者は算出不能

グラフ13-1



グラフ13-2



(8) 資金支援ファンド

ファンド方式による資金の支援では、団体の運営・事業内容などに応じた多様な助成メニューが48%、公益性の高い事業に限定した助成が22%、NPOの支援育成という視点重視が18%、資金支援目的重視が10%である。NPO法人では、NPOの支援育成支援という視点重視が約26%で2番目に位置している(表43、グラフ14)。

総じて、NPOを育てて行くための助成資金というものを考えて行く必要がある。

例えば、①NPOに対する補助金は揺籃期だけを対象とするものとし、それ以降の活動支援は、基本的には委託という方向にもっていくということを明確にする。②NPOを育成するための助成金を生み出すために、行政の外郭団体を最初に見直す。③公的施設を活用するにあたっての障害を排除する。(例：一定のスペースをNPOに年間を通じて貸すのは、今の段階では難しい。しかし公務員宿舎と同様に余剰の教室を安価な賃貸料で貸し、ボランティア活動を生徒にも教育できる仕組みも必要)。これを実施するには、NPOの活動状況や住民への波及効果次第であり、申込書の情報公開、住民参加状況などを検討することが必要である。その際の評価委員会も住民参加で実施するなど、採択方法も工夫が要る。④既存の補助金を組み替えるのは難しいし、問題が大きく発展してしまう。例えば、助成金という形での支援よりも、調査・研修・展覧会等のイベントの共同実施という支援もある。しかし円滑な運営を考慮すると、毎年担当団体を変更することも難しく、事後でも良いので、中間支援組織等で住民参加の形で助成の適切さ、成果の評価を行うことが必要である。

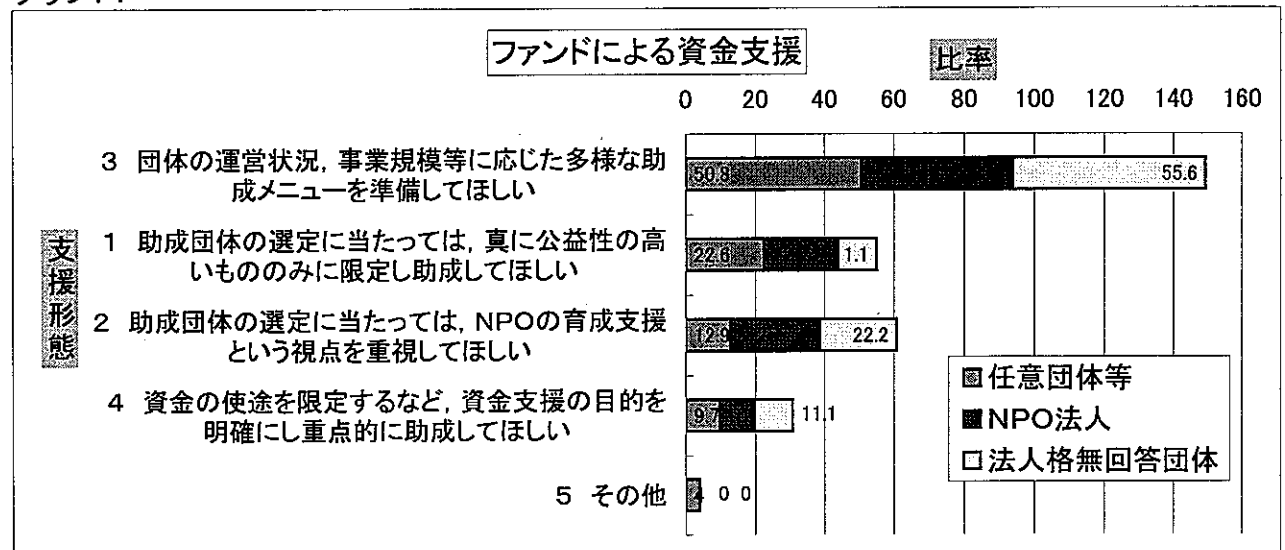
NPOの発展のために考えるべきことは、行政がNPOに対して何かするというのも重要だが、行政自体が今までの考え方を変えていくべきだ。特に補助金の問題については、旧来の考え方の中でNPOに対する支援策を論じることとどまるのでは意味がない。例えば、住民の参加者数と成果を把握することにより、事前ではなく、事後に支援金を助成することも必要である。公益性の視点から見て、公的な支援をどういう形で担保するかを考えるときに、多様な公益性が問題になってくる。補助金・税制上の問題・公的施設の利用といった課題において、幅広い位置づけをすることにより、市民のニーズを把握し、多様な公益性を認める、といった論理が求められる。その点で成果とは、QOL(質の向上)に資するという視点での評価も不可欠である。

表43

ファンドによる資金支援	回答団体数	構成比(%)	任意団体等	構成比(%)	NPO法人	構成比(%)	法人格無回答団体	構成比(%)
1 助成団体の選定に当たっては、真に公益性の高いものだけに限定し助成してほしい	44	21.7	28	22.6	15	21.4	1	11.1
2 助成団体の選定に当たっては、NPOの育成支援という視点を重視してほしい	36	17.7	16	12.9	18	25.7	2	22.2
3 団体の運営状況、事業規模等に応じた多様な助成メニューを準備してほしい	98	48.2	63	50.8	30	42.9	5	55.6
4 資金の用途を限定するなど、資金支援の目的を明確にし重点的に助成してほしい	20	9.9	12	9.7	7	10	1	11.1
5 その他	5	2.5	5	4	0	0	0	0
合計	203	100	124	100	70	100	9	100

※無回答者は算出不能

グラフ14



(9) 活動拠点となる場所の支援

活動場所の支援では、学校・公民館の一部賃貸借44%、地方公共団体の未利用施設の賃貸借22%、民間施設の斡旋20%などである。任意団体の55%が学校・公民館の一部賃貸借を1番目に挙げており、NPO法人では民間施設の斡旋(33%)が1番目になっている(表44、グラフ15)。

圏域別(表45)では大河原地方で民間施設の斡旋が2番目に位置する。活動分野別(表46)では、福祉一般と高齢者、国際交流分野において「県・市町村の現在使われていない施設の賃貸借」を一番に望む形が見られた。めざす組織運営のあり方に沿った支援が求められる。

公的施設が団体支援機能としてどのくらい利用されているのかという観点が必要であるが、NPOに利用してもらうためには、金銭的のみならず非金銭的(開館時間の延長や閑散期・空き時間の有効利用等)な面からも公的施設のあり方の改善が要される。空き教室等を利用した学校の開放についても検討の価値がある。従来のイベント型の開放ではなく、あくまで活動の拠点としての開放を検討する必要があると考えられる。

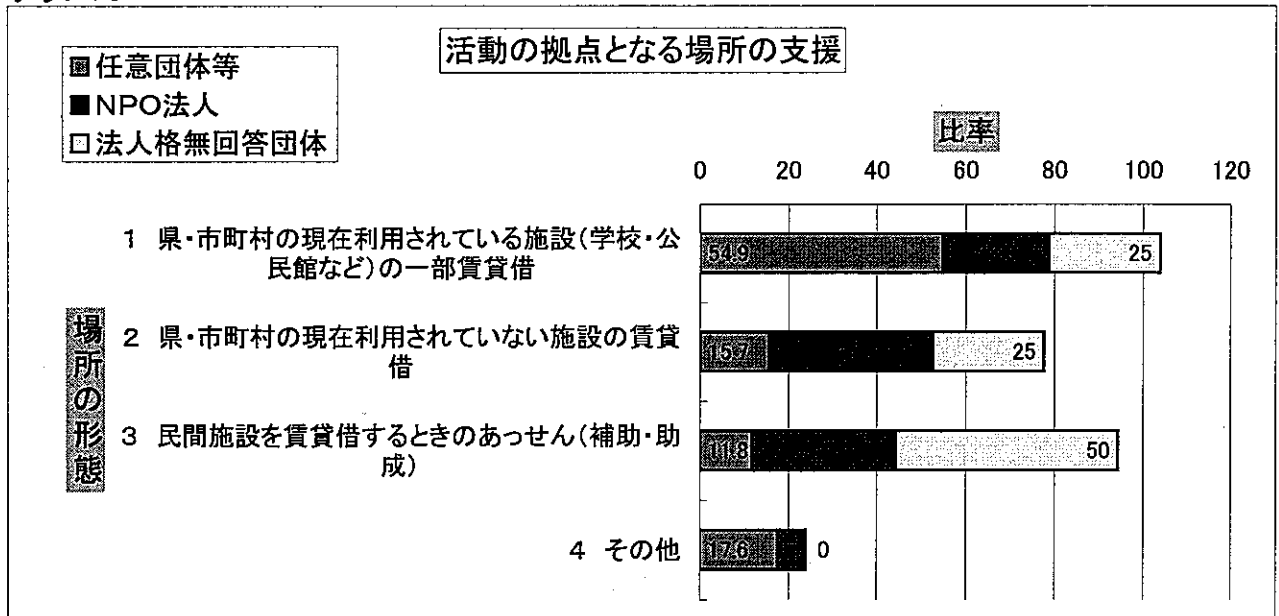
表44

活動の拠点となる場所の支援	回答団体数	構成比(%)	任意団体等	構成比(%)	NPO法人	構成比(%)	法人格無回答団体	構成比(%)
1 県・市町村の現在利用されている施設(学校・公民館など)の一部賃貸	69	44.2	56	54.9	11	23.9	2	25
2 県・市町村の現在利用されていない施設の賃貸借	35	22.4	16	15.7	17	37	2	25
3 民間施設を賃貸借するときのあっせん(補助・助成)	31	19.9	12	11.8	15	32.6	4	50
4 その他	21	13.5	18	17.6	3	6.5	0	0
合計	156	100	102	100	46	100	8	100

※回答合計数は問13の135対象者を上回るため、無回答者は算出不能

※寄せられた「具体的な提案」(51件)は、巻末の「資料編『3別表』の(2)」に全文を記載した

グラフ15



(10)圏域別で見た活動拠点となる場所の支援

表45

圏域別で見た活動拠点となる場所の支援	宮城県・7圏域別									
	大河原地方	仙台地方	うち仙台市	古川地方	築館地方	迫地方	石巻地方	気仙沼地方	県外	合計
1 県・市町村の現在利用されている施設(学校・公民館など)の一部賃貸借	4	47	(28)	9	1	4	3	1	0	69
2 県・市町村の現在利用されていない施設の賃貸借	1	25	(19)	5	0	1	2	1	0	35
3 民間施設を賃貸借するときのあっせん(補助・助成)	3	25	(20)	1	1	0	0	0	1	31
4 その他	1	11	(6)	2	0	3	2	2	0	21
合計	9	108	(76)	17	2	8	7	4	1	156

(11)主な活動分野別(上位10分野《回答総数の78.0%》)で見た活動拠点となる場所の支援

表46

主な活動分野別で見た活動拠点となる場所の支援	1.子ども	4.高齢者	17.地域・まちづくり	18.文化・芸術の振興	14.環境・エコロジー	5.障害者	6.福祉一般	3.教育・学習支援	8.国際交流	7.医療・保健・健康づくり	回答団体数
1 県・市町村の現在利用されている施設(学校・公民館など)の一部賃貸借	8	6	3	11	4	5	4	7	3	3	54
2 県・市町村の現在利用されていない施設の賃貸借	1	7	2	1	2	1	8	4	4	0	30
3 民間施設を賃貸借するときのあっせん(補助・助成)	5	5	1	1	3	4	3	1	2	1	26
4 その他	4	0	2	2	1	2	0	2	0	1	14
合計	18	18	8	15	10	12	15	14	9	5	124

(12) 評価——複数回答

共同事業における自己評価と相互評価が約23%、受益者側による評価20%、自己評価18%の順(表47)。任意団体では評価そのものの考え方がわからない組織が2割を占めて3番目に並び、NPO法人では自己評価すべきと考える組織が約23%で2番目だった。

評価を毎年実施することは難しいが、中間支援組織側が能動的にNPOの活動内容などを把握することが望ましい。そのために各NPOが目標と達成度を、事業の波及効果、財政の収支状況、人材の交流度(登用)、参加者の満足度などの面から評価し、チェックし、自己評価を始終行うことが必要である。また中間支援組織はその結果を検討し、活性化の助言を行うことが求められる。すなわち、情報公開の規格化と内部評価、それに基づくNPO組織の改革を常に行わせ、時代に沿う住民の生活の質向上(QOL)を行うように努力することが重要である。評価のための評価ではなく、NPOの活動を発展させるための評価、情報公開をNPO側から積極的にして、そのNPOへの理解を高めてもらうという形での評価という位置付けにすることが必要である。

NPO活動は、これまで個性的な人材が引っ張ってきた。年齢的にも50歳前後である。今後はNPOのマネジメントと次の世代の人材育成が欠かせない。例えば、各種事業に住民が積極的に参加している中で、NPOの貴重な人材として発掘されるという仕組みが欲しい。そのために住民にボランティアをどのように浸透させていくかを、県の施策として検討することが求められる。

表47

NPO活動に関する評価	回答 団体 数	構成 比(%)	任意 団体 等	構成 比(%)	NPO 法人	構成 比(%)
1 NPOが自己評価すべき	121	18.1	75	16.2	46	22.5
2 NPOと行政の協働事業においては、それぞれの自己評価と相互評価をすべき	155	23.4	105	22.7	50	24.6
3 受益者側による評価をすべき	131	19.6	94	20.3	37	18.1
4 中間支援組織等によるNPOに対する第三者評価をすべき	82	12.3	46	9.9	36	17.6
5 NPOに関する評価は今の段階では、時期尚早	54	8.1	39	8.4	15	7.4
6 「評価」そのものの考え方がわからない	111	16.6	94	20.3	17	8.3
7 その他	13	1.9	10	2.2	3	1.5
合 計	667	100	463	100	204	100

6 中間支援組織

(1) 中間支援組織の活用

任意団体の中間支援組織の利用率はおよそ26%、法人は56%となっている(表48)。

表48

中間支援組織の活用	回答団体数	構成比(%)	任意団体等	構成比(%)	NPO法人	構成比(%)
1 利用したことがある	153	34.2	82	25.5	71	55.9
2 利用したことがない	295	65.8	239	74.5	56	44.1
合計	448	100	321	100	127	100

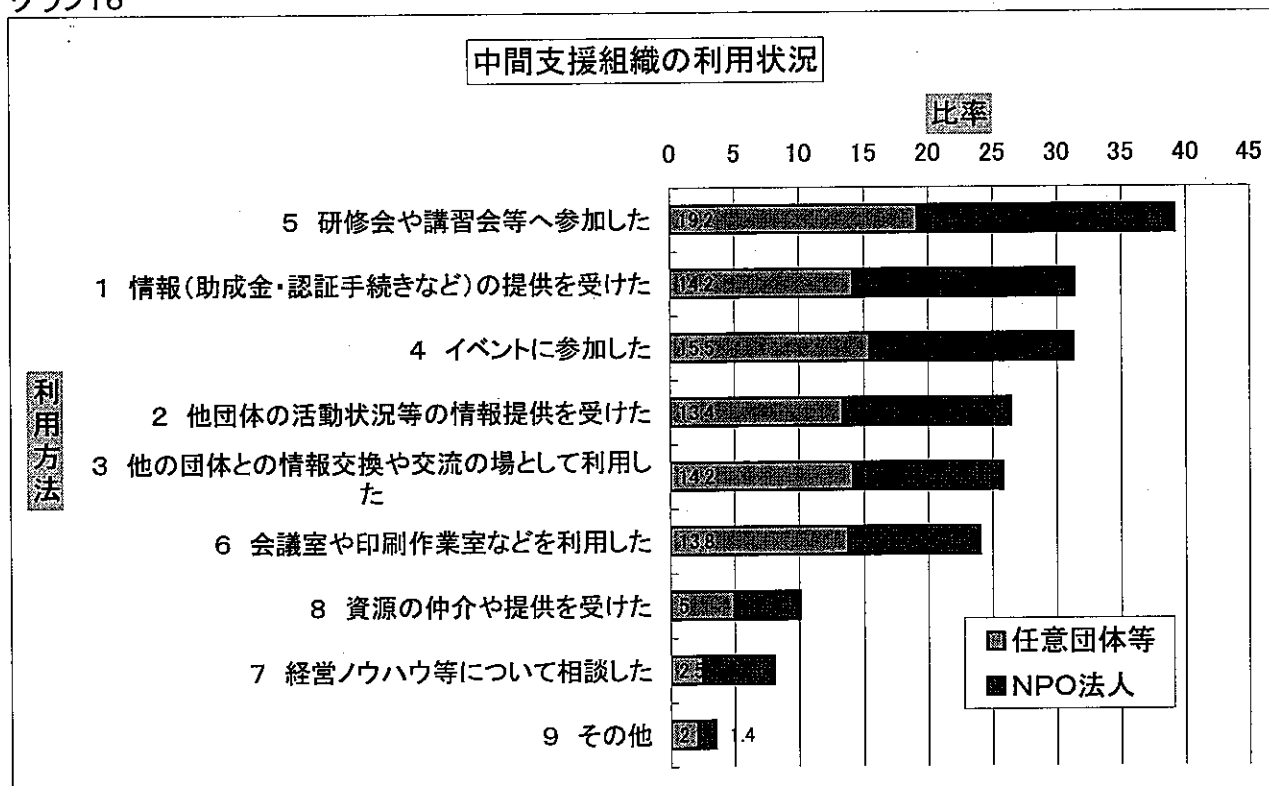
(2) 中間支援組織の利用状況 1——複数回答

全体には研修・講習参加20%、情報の提供16%、イベント参加13%の順で、任意団体・法人ともにこれらでおよそ半数前後を占める(表49、グラフ16)。

表49

利用状況	回答団体数	構成比(%)	任意団体等	構成比(%)	NPO法人	構成比(%)
1 情報(助成金・認証手続きなど)の提供を受けた	71	15.6	34	14.2	37	17.3
2 他団体の活動状況等の情報提供を受けた	60	13.2	32	13.4	28	13
3 他の団体との情報交換や交流の場として利用した	59	13	34	14.2	25	11.6
4 イベントに参加した	71	15.6	37	15.5	34	15.8
5 研修会や講習会等へ参加した	89	19.6	46	19.3	43	20
6 会議室や印刷作業室などを利用した	55	12.1	33	13.8	22	10.2
7 経営ノウハウ等について相談した	18	4	6	2.5	12	5.6
8 資源の仲介や提供を受けた	23	5.1	12	5	11	5.1
9 その他	8	1.8	5	2.1	3	1.4
合計	454	100	239	100	215	100

グラフ16



(3) 中間支援組織の利用状況 2——複数回答

①必要性がない28%、②サービス内容がわからない26%、③知らなかった19%など、全体の順位は任意団体の意向がそのまま反映している。法人ではサービス内容がわからないが23%で最多項目となる(表50、グラフ17)。

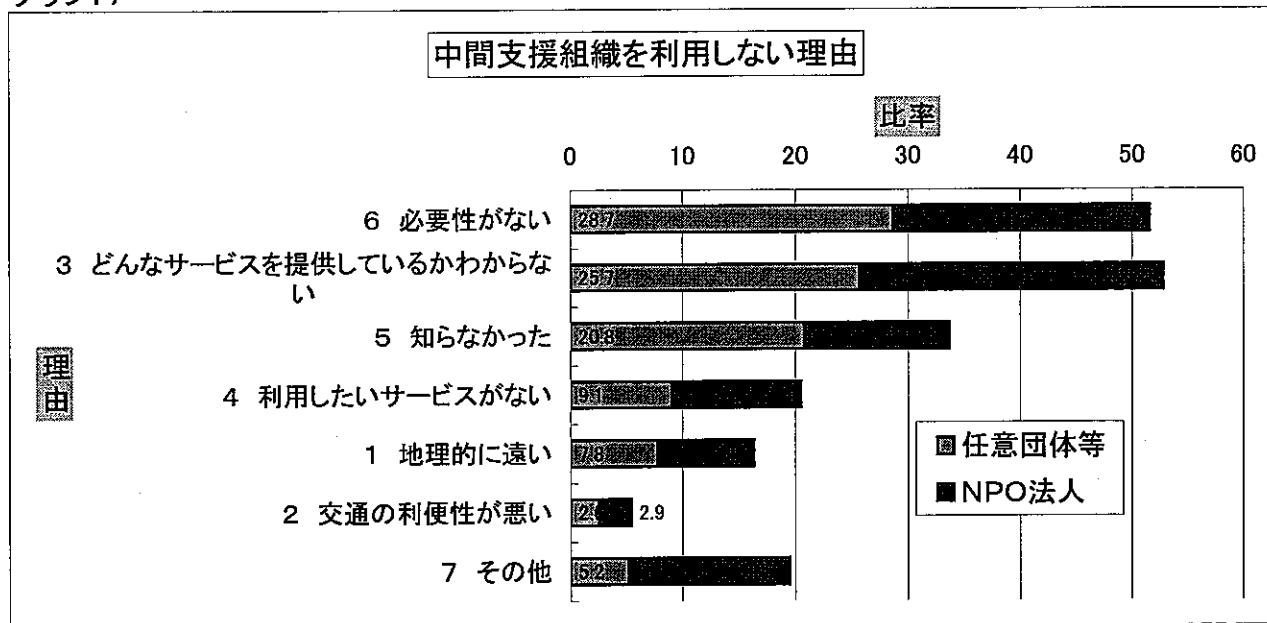
行政の既存の組織の見直しという点で外郭団体を統廃合し、新しい時代に合った機能のセンターにするには、既存のものを残したまま、新しいものを次々つくるのは良くない。行政の縦割りの問題や、国と県と市町村の役割を、分権という問題を前提にしながら、NPOとの関わり方をどのように整理するのかという問題は非常に大きなテーマであり、将来的にも分権・割譲という観点から市民活動を支援すべきだ。県職員も中間支援組織の実態を知る必要があり、本組織を経た人材の登用が必要だと思われる。

さらに考えられるのは、①中間支援組織の自己評価と外部評価を絶えず実施する。②能力も必要であり、さらに住民サービスへの情熱が重要であると同時に、多彩な人材を組織に抱えること。③中間支援組織とNPOの間の上下的な関係ではなくて、水平的なネットワークを構築する。④みやぎNPOプラザのホームページに事業立ち上げなどを含む手法をCGで示す。⑤中間支援組織の役割・機能や行政が支援するあり方は全国的に画一化された内容になると思うが、中間支援組織そのものの人材や財政の問題についてもNPO活性化の視点から検討する。⑥本組織のコンサルティング機能は、NPO側が日常的に起こる問題について中間支援組織に対してアドバイスを求めるという位置付けは当然だが、一方、NPOが住民から信頼され、安心して参加できる環境を作る、等々である。

表50

中間支援組織を利用しない理由	回答 団体 数	構成 比(%)	任意 団体 等	構成 比(%)	NPO 法人	構成 比(%)
1 地理的に遠い	30	8	24	7.8	6	8.6
2 交通の利便性が悪い	10	2.7	8	2.6	2	2.9
3 どんなサービスを提供しているかわからない	98	26	79	25.7	19	27
4 利用したいサービスがない	36	9.5	28	9.1	8	11.4
5 知らなかった	73	19.4	64	20.8	9	12.9
6 必要性がない	104	27.5	88	28.8	16	22.9
7 その他	26	6.9	16	5.2	10	14.3
合計	377	100	307	100	70	100

グラフ17



7 NPOと行政のパートナーシップの確立

(1) 行政施策との関係——複数回答

県との関係では、「必要に応じて行政と連携」27%、「行政では対応できない領域で活動」25%、「行政サービスの補完」13%、「政策の提言・立案」8%、「行政施策のチェック機能」4%などとなっており、市町村においても同様の傾向が見られる(表51、52、グラフ18)。

圏域別に見ると、県との関係における仙台地方においてのみ僅かな差で1・2番目が逆転し「行政では対応できない領域で活動」「必要に応じて行政と連携」の順になってるほか、築館地方では1・2番目が同率となっている(表53)。同様の逆転現象が県・市町村ともに分野別の「障害者」「教育・学習」「医療・保健」で見られ、「子ども」で同率だった(表結局、法改正施行日の平成15年5月1日以降に適用された特定非営利活動促進法の17分野における情報化社会の発展を図る活動、科学技術の振興を図る活動、経済活動の活性化を図る活動、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動、消費者の保護を図る活動などは行政の手の届きにくい分野となっており、NPO法人等に期待する面が多いわけである。しかし民間でもこの分野でNPOを立ち上げるのは人材不足などの困難さが目立つため、例えば、産官学連携などで新たな団体の組織化が必要だと思われる。

行政とNPOは、こうあった方がよいのではないかとするような提案を今後の方策に向けて入れていくべきではないか。都市部と郊外の市町村では、NPOに対するあり方に大きな温度差を指摘する声強いことも踏まえておきたい。また、力の弱いNPOを育て上げていくケースと、政策立案などで積極的な連携との間には大きな開きがあり、分離した施策とすべきと考える。

市民活動団体は今後も行政や企業とともに社会的なサービスの重要な担い手となるため、団体の活動に市民が参加し易いことが不可欠である。特に県をはじめとして、市町村職員が積極的にこれらの活動に参加し団体のあり方を学ぶことは重要である。そのため、まず地方公共団体職員のボランティア休暇やボランティア保険など環境の整備を進めるべきだと考える。市民活動は第一に活動を通じて職縁に代わる新しい人との交流を深め、生きがいを高める、第二に創造性に富んだ活動を行い、生活する人々の多様なニーズに応え、地域に生活の豊かさをもたらす。第三に活動が盛んになることによって人々が社会に参加する機会が増える。例えば、ボランティア活動を希望する人の活動の機会が増えたり、活動に直接参加する人が多くなる。そしてNPOの活動を通じて地域の人々の交流が深まり、そこに住む生活者同士の連携が強まることを期待できる。その結果、地域生活がより活き活きとしたものになり、暮らしの豊かさを高められることを実感して戴きたい。

表51

行政との関係;A県	回答 団体 数	構成 比(%)	任意 団体 等	構成 比(%)	NPO 法人	構成 比(%)
1 行政では、対応できない領域で活動している	146	24.8	89	23.6	57	26.9
2 本来的には、行政が行うべきと思われる活動をしている	64	10.9	44	11.7	20	9.4
3 行政のサービスを量、質的な面で補完している	76	12.9	40	10.6	36	17
4 行政施策のチェック機能を果たしている	26	4.4	14	3.7	12	5.7
5 政策を提言したり、立案に関与している	45	7.6	28	7.4	17	8
6 必要に応じて行政と連携している	161	27.4	107	28.4	54	25.5
7 その他	12	2	9	2.4	3	1.4
8 行政との関わりには無関心である	24	4.1	18	4.8	6	2.8
9 行政とは、全く関係がない	35	5.9	28	7.4	7	3.3
合計	589	100	377	100	212	100

グラフ18

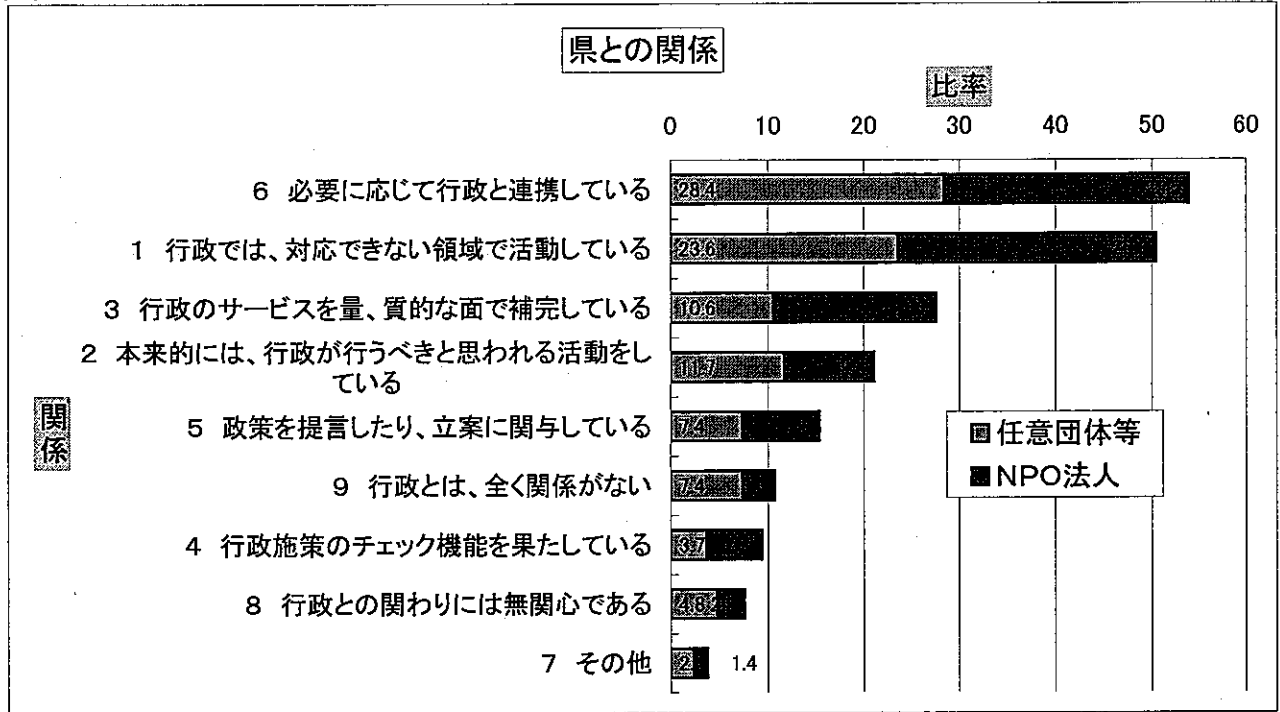
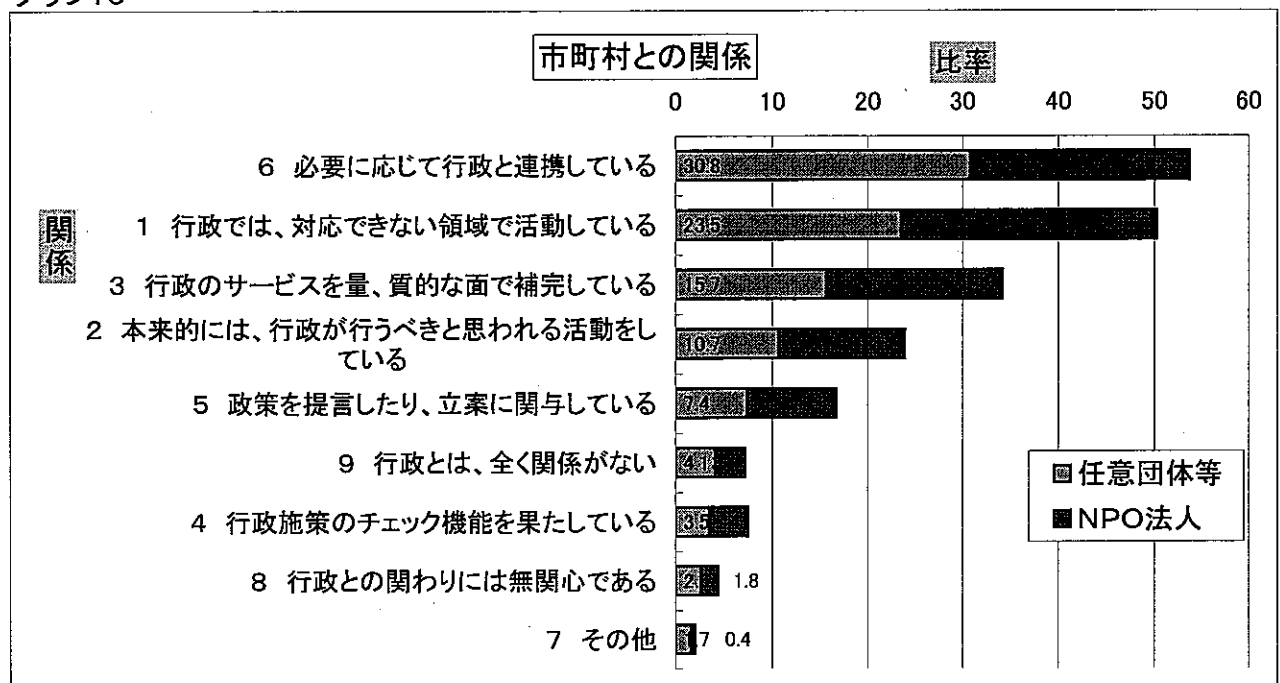


表52

行政との関係; B市町村	回答団体数	構成比(%)	任意団体等	構成比(%)	NPO法人	構成比(%)
1 行政では、対応できない領域で活動している	169	24.6	108	23.5	61	26.8
2 本来的には、行政が行うべきと思われる活動をしている	79	11.5	49	10.7	30	13.2
3 行政のサービスを量、質的な面で補完している	114	16.6	72	15.7	42	18.5
4 行政施策のチェック機能を果たしている	25	3.6	16	3.5	9	4
5 政策を提言したり、立案に関与している	55	8	34	7.4	21	9.3
6 必要に応じて行政と連携している	193	28.3	141	30.8	52	22.9
7 その他	9	1.3	8	1.7	1	0.4
8 行政との関わりには無関心である	16	2.3	12	2.6	4	1.8
9 行政とは、全く関係がない	26	3.8	19	4.1	7	3.1
合計	686	100	459	100	227	100

グラフ19



(2)圏域別で見た行政施策との関係

表53

圏域別で見た行政施策との関係(県)	宮城県・7圏域別									合計
	大河原地方	仙台地方	うち仙台市	古川地方	築館地方	迫地方	石巻地方	気仙沼地方	県外	
1 行政では、対応できない領域で活動している	11	102	(69)	11	6	5	9	2	1	147
2 本来的には、行政が行うべきと思われる活動をしている	5	45	(40)	6	1	1	5	1	0	64
3 行政のサービスを量、質的な面で補完している	7	56	(43)	2	0	5	3	1	1	75
4 行政施策のチェック機能を果たしている	2	19	(14)	2	1	1	0	0	1	26
5 政策を提言したり、立案に関与している	2	35	(26)	3	1	3	0	0	1	45
6 必要に応じて行政と連携している	16	91	(66)	17	6	12	14	4	1	161
7 その他	1	9	(6)	2	0	0	0	0	0	12
8 行政との関わりには無関心である	0	20	(14)	2	1	0	0	1	0	24
9 行政とは、全く関係がない	4	25	(19)	2	1	0	2	1	0	35
合計	48	402	(297)	47	17	27	33	10	5	589

表54

圏域別で見た行政施策との関係(市町村)	宮城県・7圏域別									合計
	大河原地方	仙台地方	うち仙台市	古川地方	築館地方	迫地方	石巻地方	気仙沼地方	県外	
1 行政では、対応できない領域で活動している	19	102	(66)	19	5	10	12	2	0	169
2 本来的には、行政が行うべきと思われる活動をしている	11	50	(40)	8	3	3	2	2	0	79
3 行政のサービスを量、質的な面で補完している	17	65	(49)	8	4	9	9	0	2	114
4 行政施策のチェック機能を果たしている	2	18	(14)	0	2	1	1	0	1	25
5 政策を提言したり、立案に関与している	3	37	(27)	6	3	3	3	0	0	55
6 必要に応じて行政と連携している	20	105	(69)	21	9	16	17	5	0	193
7 その他	0	5	(3)	2	0	0	1	1	0	9
8 行政との関わりには無関心である	0	12	(7)	4	0	0	0	0	0	16
9 行政とは、全く関係がない	4	21	(17)	1	0	0	0	0	0	26
合計	76	415	(292)	69	26	42	45	10	3	686

(3) 主な活動分野別(上位10分野《回答総数の県81.0%、市町村82.7%》)で見た行政施策との関係
表55

主な活動分野別で見た行政施策との関係(県)	1.子ども	4.高齢者	17.地域・まちづくり	18.文化・芸術の振興	14.環境・エコロジー	5.障害者	6.福祉一般	3.教育・学習支援	8.国際交流	7.医療・保健づくり	回答団体数
1 行政では、対応できない領域で活動している	18	9	11	8	16	22	12	9	5	6	116
2 本来的には、行政が行うべきと思われる活動をしている	9	3	4	0	10	12	7	3	3	3	54
3 行政のサービスを量、質的な面で補完している	6	11	6	1	8	14	8	6	1	3	64
4 行政施策のチェック機能を果たしている	4	1	2	0	6	2	5	0	0	0	20
5 政策を提言したり、立案に関与している	5	2	2	0	8	5	1	4	2	2	31
6 必要に応じて行政と連携している	18	17	18	10	21	17	14	6	12	2	135
7 その他	2	1	3	0	0	1	0	1	1	1	10
8 行政との関わりには無関心である	7	1	3	0	0	1	1	4	1	1	19
9 行政とは、全く関係がない	4	4	1	8	1	3	3	2	1	1	28
合計	73	49	50	27	70	77	51	35	26	19	477

表56

主な活動分野別で見た行政施策との関係(市町村)	1.子ども	4.高齢者	17.地域・まちづくり	18.文化・芸術の振興	14.環境・エコロジー	5.障害者	6.福祉一般	3.教育・学習支援	8.国際交流	7.医療・保健づくり	回答団体数
1 行政では、対応できない領域で活動している	20	14	21	11	13	21	12	9	7	8	136
2 本来的には、行政が行うべきと思われる活動をしている	13	11	5	3	5	10	9	4	3	4	67
3 行政のサービスを量、質的な面で補完している	15	20	12	8	6	13	11	4	5	4	98
4 行政施策のチェック機能を果たしている	3	3	3	1	5	1	3	0	0	0	19
5 政策を提言したり、立案に関与している	5	3	7	4	10	4	2	3	4	1	43
6 必要に応じて行政と連携している	21	19	29	20	19	14	11	7	16	5	161
7 その他	2	2	1	0	0	0	1	1	1	0	8
8 行政との関わりには無関心である	4	0	1	0	1	1	3	2	1	0	13
9 行政とは、全く関係がない	3	2	1	5	2	4	2	2	0	1	22
合計	86	74	80	52	61	68	54	32	37	23	567

(4) 行政との関わり——複数回答

前問では県との関わりへの回答数24件、4.1%、市町村で16件、2.3%の少数意見だが、本問では回答がそれぞれ72件と63件とに増えており、その結果を述べる(表57、58、グラフ20、21)。

任意団体は「独自に活動しており協働を検討する必要がない」が1番目で、県との関わりではほぼ35%、市町村で約41%の高比率を占めている。NPO法人は、県は「協働を実際に進めるノウハウがない」が約21%で、市町村では「NPOに対する行政の理解が不足」「行政に協働しようとする姿勢がない」が同率で1番目となる。

圏域別・分野別では、少数データの分散により一概に判定できないが、県・市町村とも概ね任意団体型の傾向と言える(表59～62)。

表57

(1)で「8行政との関わりには無関心である」を選んだ団体(県)	回答団体数	構成比(%)	任意団体等	構成比(%)	NPO法人	構成比(%)
1 市民活動団体(NPO)に対する行政の理解が不足している	10	13.9	5	11.6	5	17.2
2 行政に協働しようとする姿勢がない	9	12.5	5	11.6	4	13.8
3 行政からの情報が不足している	6	8.3	4	9.3	2	6.9
4 協働を実際に進めるノウハウがない	10	13.9	4	9.3	6	20.9
5 協働に関する知識がない	11	15.3	6	14	5	17.2
6 協働について相談する場所がない	6	8.3	1	2.3	5	17.2
7 独自に活動しており協働を検討する必要がない	16	22.2	15	34.9	1	3.4
8 その他	4	5.6	3	7	1	3.4
合計	72	100	43	100	29	100

グラフ20

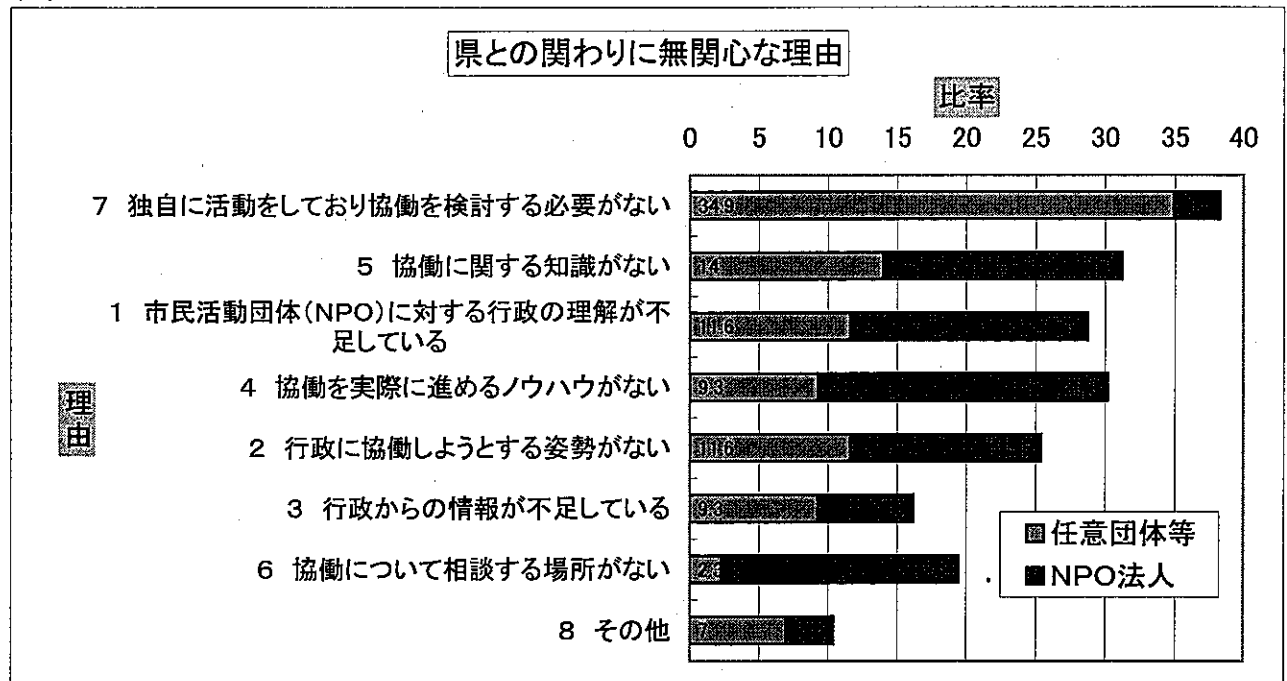
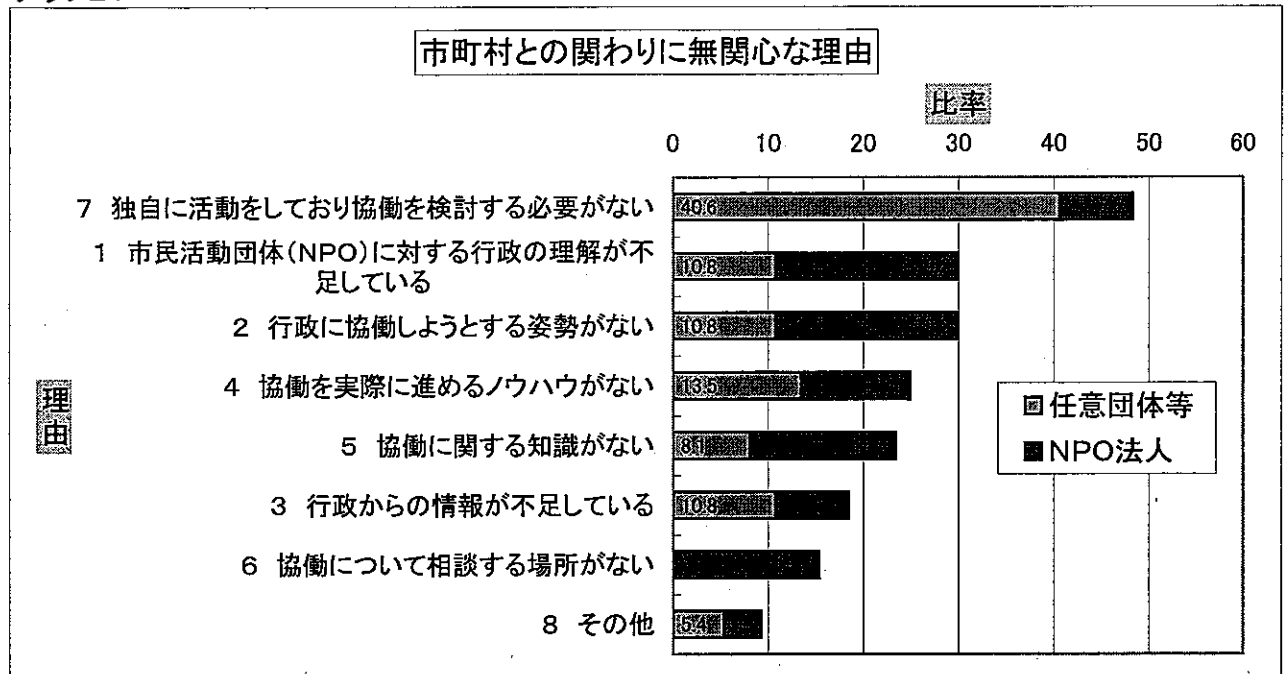


表58

(1)で「8行政との関わりには無関心である」を選んだ団体(市町村)	回答団体数	構成比(%)	任意団体等	構成比(%)	NPO法人	構成比(%)
1 市民活動団体(NPO)に対する行政の理解が不足している	9	14.3	4	10.8	5	19.2
2 行政に協働しようとする姿勢がない	9	14.3	4	10.8	5	19.2
3 行政からの情報が不足している	6	9.5	4	10.8	2	7.7
4 協働を実際に進めるノウハウがない	8	12.7	5	13.5	3	11.5
5 協働に関する知識がない	7	11.1	3	8.1	4	15.4
6 協働について相談する場所がない	4	6.3	0	0	4	15.4
7 独自に活動しており協働を検討する必要がない	17	27	15	40.6	2	7.7
8 その他	3	4.8	2	5.4	1	3.9
合計(件数)	63	100	37	100	26	100

グラフ21



(5) 圏域別で見た行政との関わり
表59

圏域別で見た行政との関わり(県)	宮城県-7圏域別									合計
	大河原地方	仙台地方	うち仙台市	古川地方	築館地方	迫地方	石巻地方	気仙沼地方	県外	
1 市民活動団体(NPO)に対する行政の理解が不足している	1	6	(4)	1	1	0	1	0	0	10
2 行政に協働しようとする姿勢がない	0	5	(3)	2	1	0	1	0	0	9
3 行政からの情報が不足している	0	5	(4)	0	0	0	0	1	0	6
4 協働を実際に進めるノウハウがない	1	8	(7)	1	0	0	0	0	0	10
5 協働に関する知識がない	1	8	(7)	1	1	0	0	0	0	11
6 協働について相談する場所がない	1	4	(2)	1	0	0	0	0	0	6
7 独自に活動しており協働を検討する必要がない	0	13	(11)	2	0	0	1	0	0	16
8 その他	0	3	(2)	1	0	0	0	0	0	4
合計	4	52	(40)	9	3	0	3	1	0	72

表60

圏域別で見た行政との 関わり(市町村)	宮城県・7圏域別									合計
	大河 原地 方	仙台 地方	うち仙 台市	古川 地方	築館 地方	迫地 方	石巻 地方	気仙 沼地 方	県外	
1 市民活動団体(NPO)に対する行政の理解が不足している	1	4	(1)	2	1	0	0	1	0	9
2 行政に協働しようとする姿勢がない	0	4	(2)	3	1	0	0	1	0	9
3 行政からの情報が不足している	0	4	(2)	1	1	0	0	0	0	6
4 協働を実際に進めるノウハウがない	1	6	(4)	0	0	0	0	1	0	8
5 協働に関する知識がない	1	6	(4)	0	0	0	0	0	0	7
6 協働について相談する場所がない	2	2	(1)	0	0	0	0	0	0	4
7 独自に活動をしており協働を検討する必要がない	1	14	(9)	2	0	0	0	0	0	17
8 その他	0	3	(3)	0	0	0	0	0	0	3
合計	6	43	(26)	8	3	0	0	3	0	63

(6)主な活動分野別(上位10分野《回答総数の県94.4%、市町村88.9%》)で見た行政との関わり
表61

主な活動分野別で見た 行政との関わり(県)	1.子ど も	4.高齢 者	17.地 域・ま ちづく り	18.文 化・芸 術の 振興	14.環 境・エ コロ ジー	5.障害 者	6.福祉 一般	3.教 育・学 習支 援	8.国際 交流	7.医 療・保 健・健 づくり	回答 団体 数
1 市民活動団体(NPO)に対する行政の理解が不足している	2	0	1	1	0	1	1	4	0	0	10
2 行政に協働しようとする姿勢がない	2	0	0	1	0	0	0	3	1	2	9
3 行政からの情報が不足している	1	1	1	1	0	0	0	2	0	0	6
4 協働を実際に進めるノウハウがない	2	0	0	0	0	2	1	3	0	1	9
5 協働に関する知識がない	3	0	0	0	0	2	0	5	1	0	11
6 協働について相談する場所がない	2	0	0	0	0	1	0	2	0	1	6
7 独自に活動をしており協働を検討する必要がない	4	3	3	0	1	2	0	1	0	0	14
8 その他	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
合計	17	4	6	3	1	8	2	21	2	4	68

表62

主な活動分野別で見た行政との関わり(市町村)	1.子ども	4.高齢者	17.地域・まちづくり	18.文化・芸術の振興	14.環境・エコロジー	5.障害者	6.福祉一般	3.教育・学習支援	8.国際交流	7.医療・保健・健康づくり	回答団体数
1 市民活動団体(NPO)に対する行政の理解が不足している	0	0	0	1	0	2	3	1	0	1	8
2 行政に協働しようとする姿勢がない	0	1	0	1	0	1	2	1	1	1	8
3 行政からの情報が不足している	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	6
4 協働を実際に進めるノウハウがない	1	0	0	1	0	2	1	1	0	1	7
5 協働に関する知識がない	1	0	0	0	0	2	1	2	1	0	7
6 協働について相談する場所がない	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	4
7 独自に活動をしており協働を検討する必要がない	5	2	1	1	1	2	1	1	0	0	14
8 その他	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
合計	10	3	1	4	1	11	10	10	2	4	56

(7) 協働の事業形態——複数回答

県との協働事業形態においては、「情報提供」約23%、「後援」約20%、「活動の場の提供」16%の順で6割程度を占め、任意団体・NPO法人とも同じ傾向が見える(表63、グラフ22)。市町村では任意団体が「後援」「情報の提供」「活動の場の提供」の順で、NPO法人は「情報の提供」の次に「業務委託」を選び「後援」「活動の場の提供」の順となった(表64、グラフ23)。

圏域別の県との協働事業形態でもほぼ同様の傾向だが、大河原地方では僅差ながら首位逆転し、3番目に「人材協力」がきている。古川地方では「人材協力」が約16%で2番目になっている(表65)。市町村では「情報提供」と「後援」いずれかが最多か同数だが、迫地方でのみ「活動の場の提供」が27%近い比率で最も多い(表66)。分野別の県では表63、市町村では概ね表64に準じる傾向であり、いずれも上位3項目で約6割を占める。ただ「文化・芸術の振興」分野では、「活動の場の提供」が県の場合で約27%、市町村で36%と最も多くを占めている(表67、68)。

行政とNPOとの協働関係の構築については、行政の取り組みと、NPOの取り組みとそれぞれに異なるので、双方で検討した内容をつきあわせる必要がある。NPOと行政が信頼できる関係になるには、双方のレベル向上も重要であるが、情報公開にも掛かっている。行政サービスが、ある面では地域住民の要求を十分に満たさなくなっている中で、パートナーシップというものを強めて行く必要がある。

表63

協働の事業形態(県)	回答団体数	構成比(%)	任意団体等	構成比(%)	NPO法人	構成比(%)
1 後援	164	20.3	109	22.3	55	17.2
2 情報提供	189	23.3	120	24.5	69	21.7
3 活動の場の提供	131	16.2	84	17.2	47	14.7
4 人材協力	75	9.3	48	9.8	27	8.5
5 事務代行	24	3	14	2.9	10	3.1
6 業務委託	79	9.8	28	5.7	51	16
7 政策提言	67	8.3	37	7.6	30	9.4
8 政策決定への参画(審議会等)	68	8.4	41	8.4	27	8.5
9 その他	11	1.4	8	1.6	3	0.9
合計	808	100	489	100	319	100

グラフ22

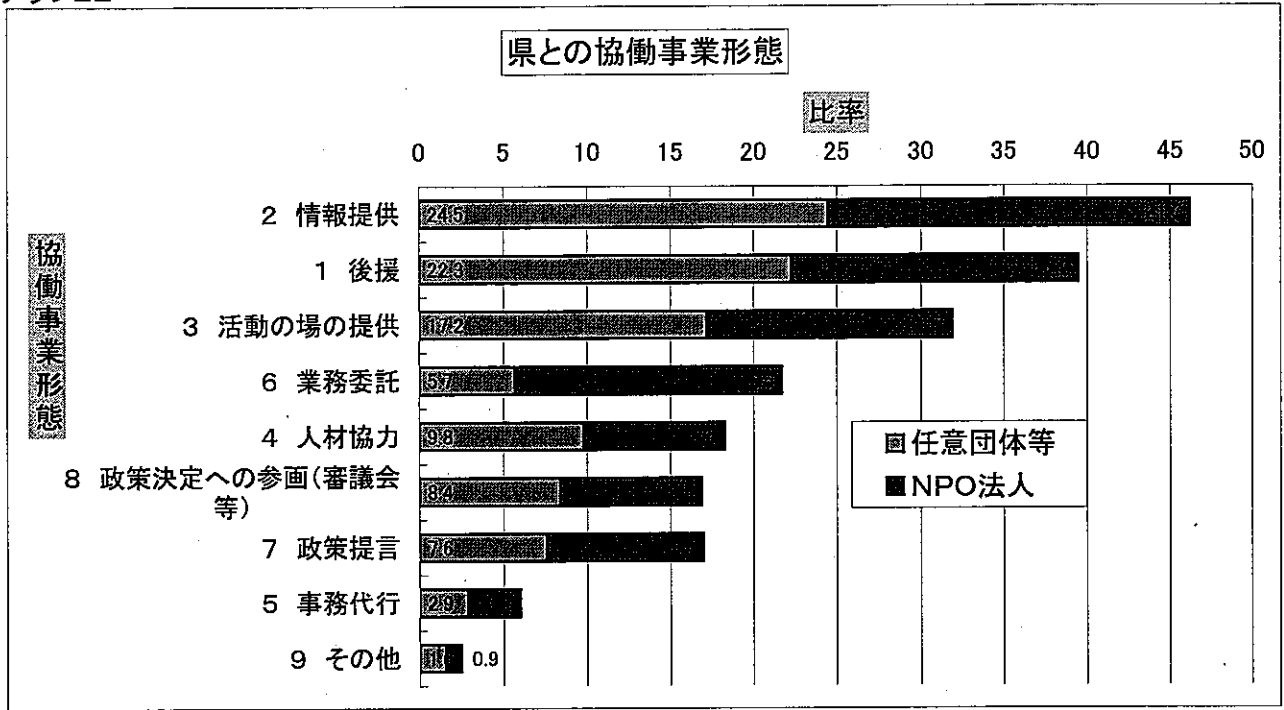
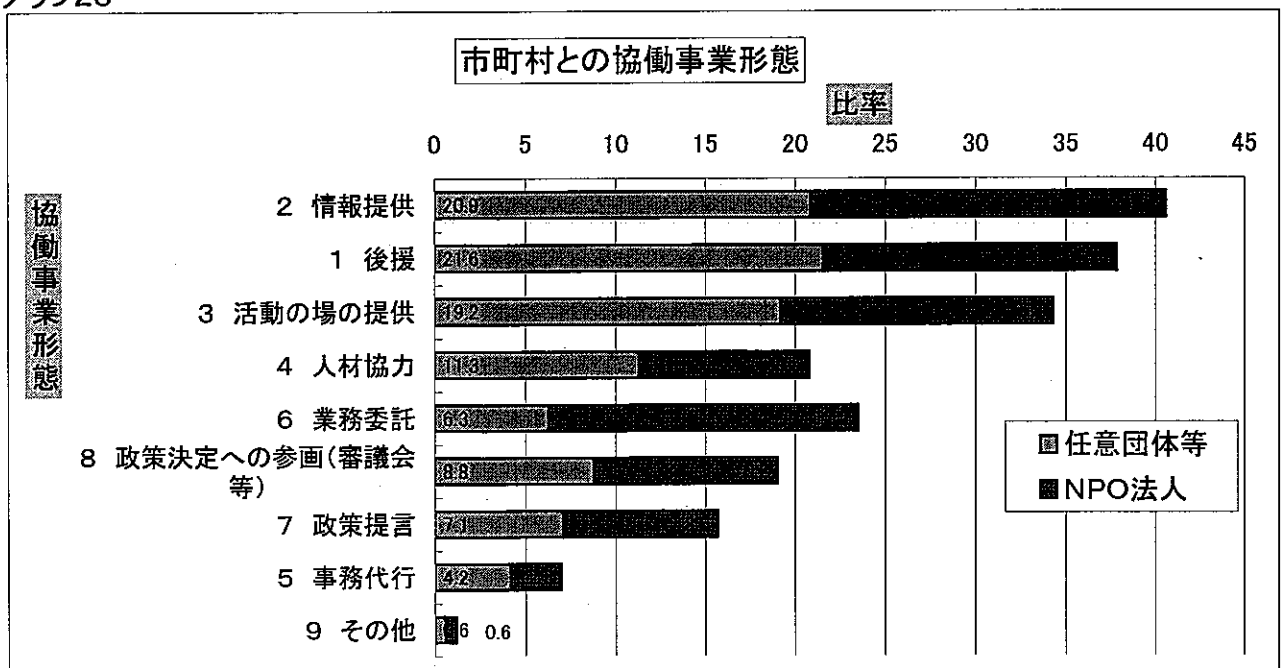


表64

協働の事業形態(市町村)	回答団体数	構成比(%)	任意団体等	構成比(%)	NPO法人	構成比(%)
1 後援	191	19.9	138	21.6	53	16.3
2 情報提供	197	20.4	133	20.9	64	19.7
3 活動の場の提供	171	17.8	122	19.2	49	15.1
4 人材協力	103	10.7	72	11.3	31	9.5
5 事務代行	36	3.7	27	4.2	9	2.8
6 業務委託	96	10	40	6.3	56	17.2
7 政策提言	73	7.6	45	7.1	28	8.6
8 政策決定への参画(審議会等)	89	9.3	56	8.8	33	10.2
9 その他	6	0.6	4	0.6	2	0.6
合計	962	100	637	100	325	100

グラフ23



(8)圏域別で見た協働の事業形態

表65

圏域別で見た協働の事業形態(県)	宮城県・7圏域別									合計
	大河原地方	仙台地方	うち仙台市	古川地方	築館地方	迫地方	石巻地方	気仙沼地方	県外	
1 後援	22	106	(68)	9	7	7	10	2	1	164
2 情報提供	21	121	(76)	14	7	10	13	2	1	189
3 活動の場の提供	10	93	(61)	8	4	6	9	0	1	131
4 人材協力	11	43	(28)	11	4	3	2	0	1	75
5 事務代行	1	14	(12)	4	2	1	2	0	0	24
6 業務委託	1	63	(45)	7	0	2	4	0	2	79
7 政策提言	2	51	(39)	6	3	3	2	0	0	67
8 政策決定への参画	2	46	(35)	10	3	0	5	1	1	68
9 その他	1	8	(7)	0	0	0	1	1	0	11
合計	71	545	(371)	69	30	32	48	6	7	808

表66

圏域別で見た協働の事業形態(市町村)	宮城県・7圏域別									合計
	大河原地方	仙台地方	うち仙台市	古川地方	築館地方	迫地方	石巻地方	気仙沼地方	県外	
1 後援	23	108	(68)	17	10	13	14	5	1	191
2 情報提供	17	120	(72)	18	10	12	14	5	1	197
3 活動の場の提供	20	98	(66)	17	6	16	10	3	1	171
4 人材協力	12	51	(30)	13	7	9	7	3	1	103
5 事務代行	9	14	(11)	4	1	5	3	0	0	36
6 業務委託	7	62	(42)	11	1	2	10	1	2	96
7 政策提言	4	50	(39)	9	4	1	5	0	0	73
8 政策決定への参画	6	55	(40)	14	3	2	7	1	1	89
9 その他	0	5	(5)	0	0	0	1	0	0	6
合計	98	563	(373)	103	42	60	71	18	7	962

(9)主な活動分野別(上位10分野《回答総数の県82.9%、市町村84.0%》)で見た協働の事業形態

表67

主な活動分野別で見た協働の事業形態(県)	1.子ども	4.高齢者	17.地域・まちづくり	18.文化・芸術の振興	14.環境・エコロジー	5.障害者	6.福祉一般	3.教育・学習支援	8.国際交流	7.医療・保健・健康づくり	回答団体数
1 後援	19	19	12	14	16	20	11	10	10	7	138
2 情報提供	25	20	13	15	18	20	17	12	12	5	157
3 活動の場の提供	16	9	9	17	11	18	10	8	5	5	108
4 人材協力	8	6	9	2	16	6	7	6	4	1	65
5 事務代行	4	0	4	1	5	0	3	0	3	0	20
6 業務委託	12	5	9	3	7	10	10	8	1	1	66
7 政策提言	6	4	6	2	10	7	7	4	3	1	50
8 政策決定への参画	12	5	7	2	11	5	7	4	2	1	56
9 その他	4	2	0	1	1	0	0	2	0	0	10
合計	106	70	69	57	95	86	72	54	40	21	670

表68

主な活動分野別で見た協働の事業形態(市町村)	1.子ども	4.高齢者	17.地域・まちづくり	18.文化・芸術の振興	14.環境・エコロジー	5.障害者	6.福祉一般	3.教育・学習支援	8.国際交流	7.医療・保健・健康づくり	回答団体数
1 後援	32	24	20	15	13	21	12	7	12	7	163
2 情報提供	31	23	15	16	15	21	16	10	12	5	164
3 活動の場の提供	29	15	15	26	9	19	10	9	8	5	145
4 人材協力	17	12	13	6	11	7	10	6	5	2	89
5 事務代行	5	5	7	2	3	0	3	3	2	0	30
6 業務委託	12	12	13	2	8	14	7	7	2	2	79
7 政策提言	7	7	9	2	10	6	4	4	5	2	56
8 政策決定への参画	15	10	11	3	13	7	6	5	5	1	76
9 その他	2	0	0	1	1	0	0	1	0	1	6
合計	150	108	103	73	83	95	68	52	51	25	808

(10) 行政が取り組むべきこと——複数回答

行政が取り組むべきことにおいては、「行政職員一人一人がNPOに対する正しい理解をもつこと」が県・市町村のいずれでも四分の一近くを占め最多項目となった(表69、70、グラフ24、25)。2番目以降は法人格の有無で以下のように考え方が異なる。

県における任意団体は、「政策立案への参加機会」19%、「政策立案段階での情報公開・提供」16%と続き、「NPOの実施事業への情報・資金・場所・ノウハウの提供」は約15%で4番目に位置する。NPO法人は「NPOへの業務委託推進」約19%、「NPOの実施事業への情報・資金・場所・ノウハウの提供」18%に次いで、政策立案に関する2項目が12%の同率で続く。この点では市町村に対しても同様の傾向が見られた。

圏域別の県ではほとんどの地域で「行政職員一人一人がNPOに対する正しい理解をもつこと」が最多項目で「政策立案への参加機会」「NPOの実施事業への情報・資金・場所・ノウハウの提供」「政策立案段階での情報公開・提供」等が僅差の順不同で続く形。築館地方でのみ「行政職員一人一人がNPOに対する正しい理解をもつこと」より4、5、6の項目が同率一番で優先している(表71)。市町村においても類似傾向だが、築館地方で「各審議会等への委員にNPO関係者を起用」が、迫地方では「政策立案への参加機会」がそれぞれ最多項目となる(表72)。活動分野別では、県に対する文化・芸術の振興分野で「政策立案段階での情報公開・提供」23%、「政策立案への参加機会」約18%が上位を占める点が目を引く(表73)。

表69

行政が取り組むべきこと(県)	回答団体数	構成比(%)	任意団体等	構成比(%)	NPO法人	構成比(%)
1 行政職員一人一人がNPOに対する正しい理解を持つこと	187	23.4	118	23.4	69	23.5
2 政策を立案する段階で情報の公開、提供につとめること	118	14.8	82	16.3	36	12.2
3 政策立案に、参加できるような機会を設けること	132	16.5	96	19.1	36	12.2
4 各審議会や委員会などの委員に、NPO関係者を起用すること	97	12.2	63	12.5	34	11.5
5 NPOの実施する事業に対して、情報、資金、場所、ノウハウ等を提供すること	127	15.9	73	14.5	54	18.3
6 NPOへの業務委託を推進すること	82	10.3	27	5.4	55	18.6
7 NPOと行政の結び手となる中間支援組織と連携すること	43	5.4	33	6.6	10	3.4
8 その他	12	1.5	11	2.2	1	0.3
合計	798	100	503	100	295	100

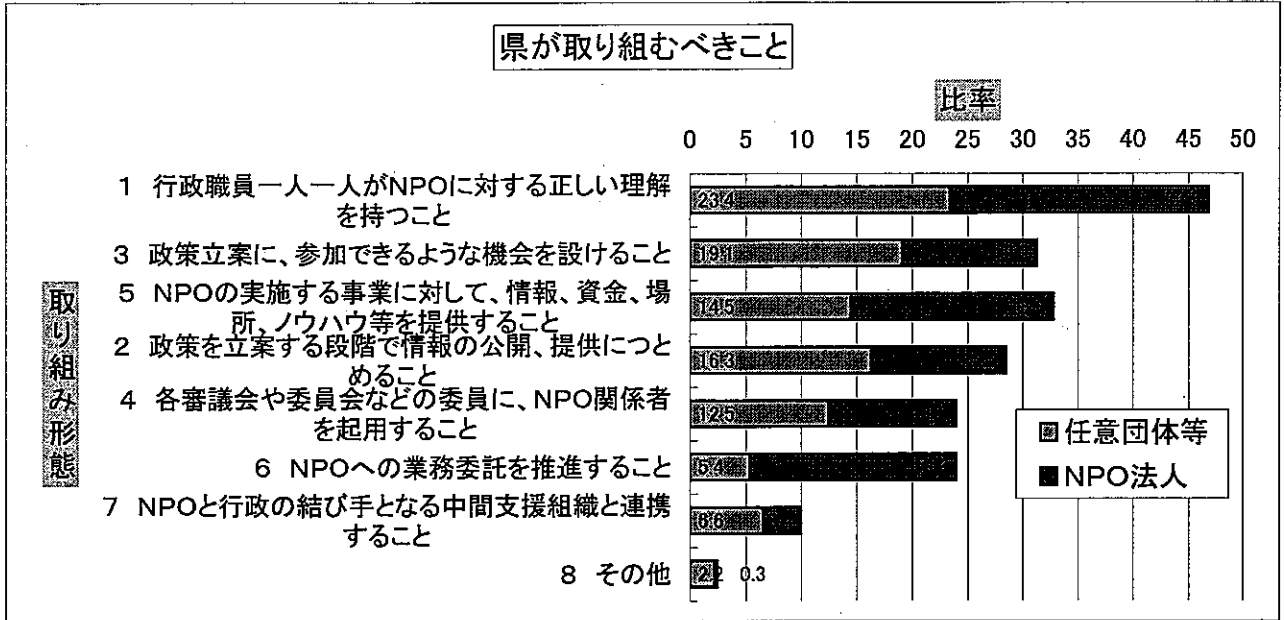
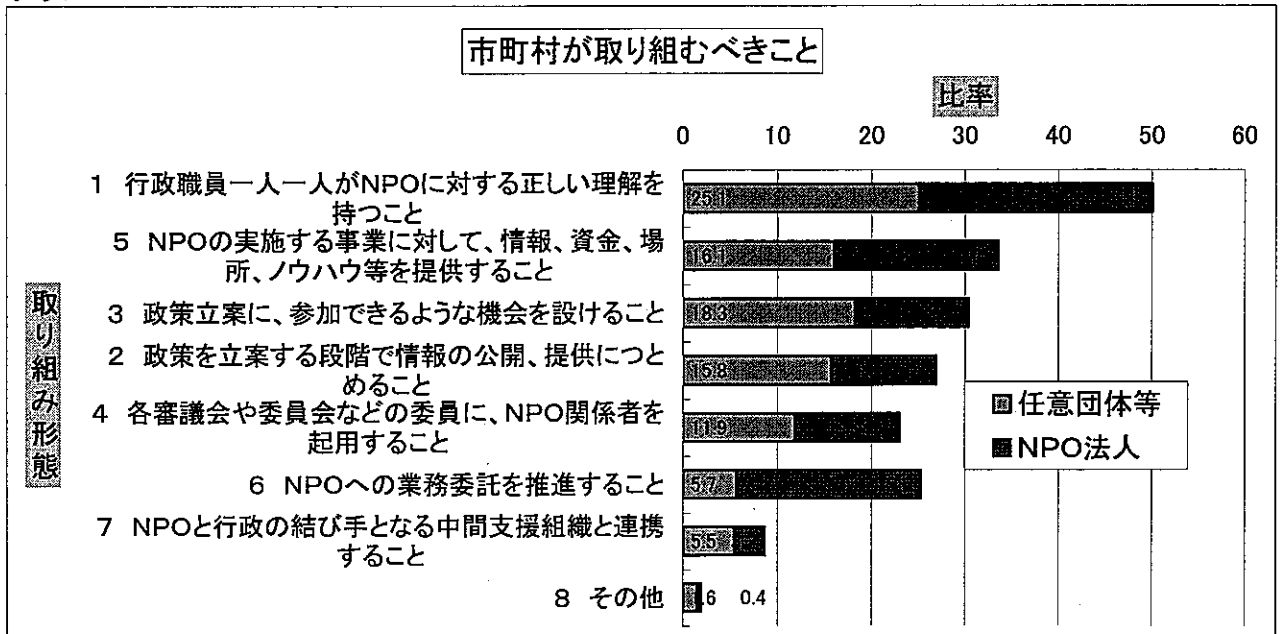


表70

行政が取り組むべきこと(市町村)	回答団体数	構成比(%)	任意団体等	構成比(%)	NPO法人	構成比(%)
1 行政職員一人一人がNPOに対する正しい理解を持つこと	207	25.1	137	25.1	70	25
2 政策を立案する段階で情報の公開、提供につとめること	117	14.2	86	15.8	31	11.1
3 政策立案に、参加できるような機会を設けること	134	16.2	100	18.3	34	12.1
4 各審議会や委員会などの委員に、NPO関係者を起用すること	96	11.6	65	11.9	31	11.1
5 NPOの実施する事業に対して、情報、資金、場所、ノウハウ等を提供すること	137	16.6	88	16.1	49	17.5
6 NPOへの業務委託を推進すること	86	10.4	31	5.7	55	19.6
7 NPOと行政の結び手となる中間支援組織と連携すること	39	4.7	30	5.5	9	3.2
8 その他	10	1.2	9	1.6	1	0.4
合計	826	100	546	100	280	100

グラフ25



(11) 圏域別で見た行政が取り組むべきこと

表71

行政が取り組むべきこと:A県	宮城県・7圏域別									合計件数
	大河原地方	仙台地方	うち仙台市	古川地方	築館地方	迫地方	石巻地方	気仙沼地方	県外	
1 行政職員一人一人がNPOに対する正しい理解を持つこと	25	119	(78)	14	4	7	12	3	3	187
2 政策を立案する段階で情報の公開、提供につとめること	14	80	(55)	8	2	3	10	0	1	118
3 政策立案に、参加できるような機会を設けること	18	85	(61)	12	2	6	8	0	1	132
4 各審議会や委員会などの委員に、NPO関係者を起用すること	6	67	(42)	9	5	4	6	0	0	97
5 NPOの実施する事業に対して、情報、資金、場所、ノウハウ等を提供すること	13	93	(62)	8	5	2	5	1	0	127
6 NPOへの業務委託を推進すること	6	55	(37)	6	5	2	6	0	2	82
7 NPOと行政の結び手となる中間支援組織と連携すること	8	21	(16)	4	1	0	6	2	1	43
8 その他	1	10	(9)	0	0	0	1	0	0	12
合計件数	91	530	(360)	61	24	24	54	6	8	798

表72

行政が取り組むべきこと:B市町村	宮城県・7圏域別									合計件数
	大河原地方	仙台地方	うち仙台市	古川地方	築館地方	迫地方	石巻地方	気仙沼地方	県外	
1 行政職員一人一人がNPOに対する正しい理解を持つこと	27	118	(75)	24	6	11	16	3	2	207
2 政策を立案する段階で情報の公開、提供につとめること	13	74	(57)	8	1	9	11	1	0	117
3 政策立案に、参加できるような機会を設けること	18	73	(49)	14	3	13	12	1	0	134
4 各審議会や委員会などの委員に、NPO関係者を起用すること	6	61	(36)	10	7	6	6	0	0	96
5 NPOの実施する事業に対して、情報、資金、場所、ノウハウ等を提供すること	16	82	(61)	14	6	5	11	3	0	137
6 NPOへの業務委託を推進すること	4	56	(37)	11	5	2	4	2	2	86
7 NPOと行政の結び手となる中間支援組織と連携すること	8	18	(14)	4	3	0	4	1	1	39
8 その他	1	8	(6)	0	0	1	0	0	0	10
合計件数	93	490	(360)	85	31	47	64	11	5	826

(12)主な活動分野別(上位10分野《回答総数の県85.3%、市町村84.7%》)で見た行政が取り組むべきこと
表73

主な活動分野別で見た行政が取り組むべきこと(県)	1.子ども	4.高齢者	17.地域・まちづくり	18.文化・芸術の振興	14.環境・エコロジー	5.障害者	6.福祉一般	3.教育・学習支援	8.国際交流	7.医療・保健・健康づくり	回答団体数
1 行政職員一人一人がNPOに対する正しい理解を持つこと	26	25	17	6	17	22	14	11	10	7	155
2 政策を立案する段階で情報の公開、提供につとめること	9	11	11	13	11	17	7	10	7	3	99
3 政策立案に、参加できるような機会を設けること	15	14	10	10	17	13	10	11	8	5	113
4 各審議会や委員会などの委員に、NPO関係者を起用すること	12	15	11	10	12	9	6	7	2	7	91
5 NPOの実施する事業に対して、情報、資金、場所、ノウハウ等を提供すること	9	12	13	6	15	17	12	10	7	5	106
6 NPOへの業務委託を推進すること	6	8	15	7	10	6	8	7	1	2	70
7 NPOと行政の結び手となる中間支援組織と連携すること	5	6	5	3	3	6	5	3	0	3	39
8 その他	3	2	0	1	0	1	0	1	0	0	8
合計件数	85	93	82	56	85	91	62	60	35	32	681

表74

主な活動分野別で見た 行政が取り組むべきこ と(市町村)	1.子ど も	4.高齢 者	17.地 域・ま ちづく り	18.文 化・芸 術の 振興	14.環 境・エ コロ ジー	5.障害 者	6.福祉 一般	3.教 育・学 習支 援	8.国際 交流	7.医 療・保 健・健 康づく り	回答 団体 数
1 行政職員一人一人 がNPOに対する正しい 理解を持つこと	27	31	20	14	17	24	15	12	11	6	177
2 政策を立案する段 階で情報の公開、提供 につとめること	17	11	10	14	7	13	4	9	7	3	95
3 政策立案に、参加で きるような機会を設ける こと	18	15	14	13	14	15	8	9	6	4	116
4 各審議会や委員会 などの委員に、NPO関 係者を起用すること	15	15	10	9	10	8	3	8	4	3	85
5 NPOの実施する事 業に対して、情報、資 金、場所、ノウハウ等を 提供すること	14	17	13	11	14	15	10	7	7	6	114
6 NPOへの業務委託 を推進すること	7	12	15	8	8	7	6	5	1	3	72
7 NPOと行政の結び 手となる中間支援組織 と連携すること	4	4	5	2	3	5	5	3	1	2	34
8 その他	3	0	0	1	1	1	0	1	0	0	7
合計件数	105	105	87	72	74	88	51	54	37	27	700

8 みやぎNPOプラザ

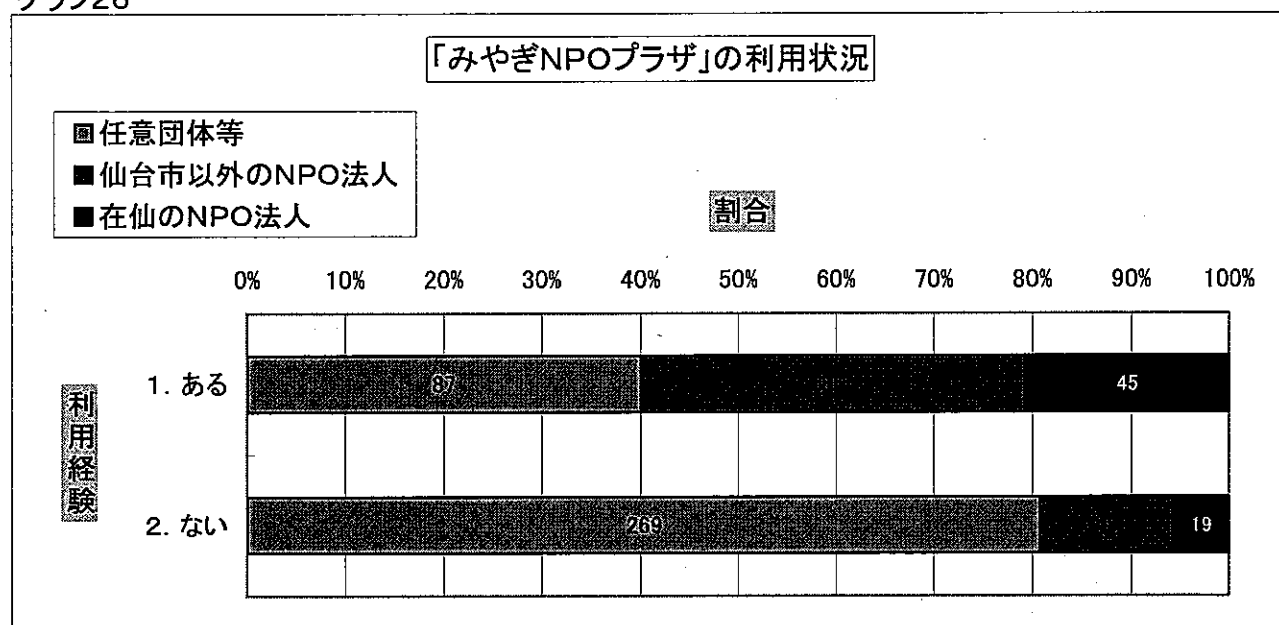
(1) みやぎNPOプラザの利用

利用したことがある団体は、任意団体がおよそ四分の一で少ない。NPO法人のほうは65%余りとなり、仙台市内に所在する法人に限ると、その7割強が利用経験を持つ。(表75、グラフ26)。圏域別の利用者は、仙台地方で半数弱、大河原と石巻で三分の一内外となっており、遠隔地の利用者は少ない。(表76)

表75

みやぎNPOプラザの利用	総数	構成比 (%)	任意団体等	構成比 (%)	NPO法人	構成比 (%)	うち在仙NPO法人	構成比 (%)
1. 利用したことがある	172	35.4	87	24.4	85	65.4	45	70.3
2. 利用したことがない	314	64.6	269	75.6	45	34.6	19	29.7
合計件数	486	100	356	100	130	100	64	100

グラフ26



(2) 圏域別で見たみやぎNPOプラザの利用

表76

圏域別で見たみやぎNPOプラザの利用	宮城県・7圏域別									合計件数
	大河原地方	仙台地方	うち仙台市	古川地方	築館地方	迫地方	石巻地方	気仙沼地方	県外	
1. 利用したことがある	15	133	(88)	13	3	1	6	0	1	172
2. 利用したことがない	41	148	(100)	37	14	27	32	13	2	314
合計件数	56	281	(188)	50	17	28	38	13	3	486

(3)みやぎNPOプラザの利用状況 1—複数回答

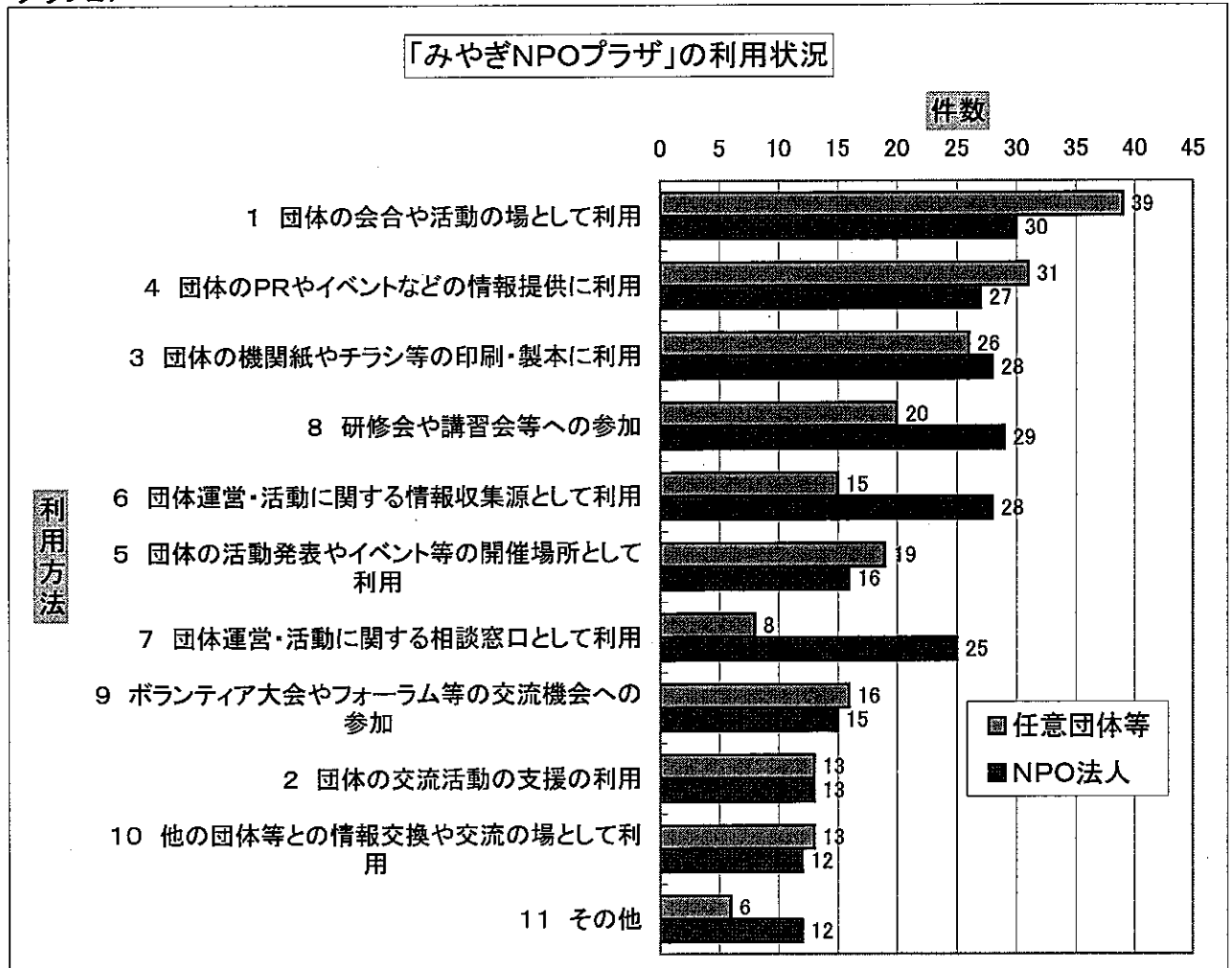
利用の仕方としては、任意団体の「会合や活動の場」が比較的高い19%を占めるほかは数字的に突出しておらず、一見偏りの少ない利用状況と思われる(表77、グラフ27)。任意団体は以降、「PRやイベントなどの情報提供」約13%、「機関紙・チラシ等の印刷・製本」約12%が続く。NPO法人では、「会合や活動の場」約13%、「研修会・講習会への参加」約12.3%に次ぎ、情報提供と情報収集が11.9%の同率で並ぶ。

ただ、同プラザが持つもう一つの大切な機能である「団体運営・活動に関する相談窓口」としては、NPO法人では11%弱で6番目に位置する。ところが任意団体では4%不足で、「その他」を除く最下位という現実が見られた。

表77

利用状況	回答 団体 数	構成 比(%)	任意 団体 等	構成 比(%)	NPO 法人	構成 比(%)
1 団体の会合や活動の場として利用	69	15.6	39	19	30	12.9
2 団体の交流活動の支援の利用	26	5.9	13	6.3	13	5.5
3 団体の機関紙やチラシ等の印刷・製本に利用	54	12.2	26	12.6	28	11.9
4 団体のPRやイベントなどの情報提供に利用	58	13.2	31	15	27	11.5
5 団体の活動発表やイベント等の開催場所として利用	35	7.9	19	9.2	16	6.8
6 団体運営・活動に関する情報収集源として利用	43	9.8	15	7.3	28	11.9
7 団体運営・活動に関する相談窓口として利用	33	7.5	8	3.9	25	10.6
8 研修会や講習会等への参加	49	11.1	20	9.7	29	12.3
9 ボランティア大会やフォーラム等の交流機会への参加	31	7	16	7.8	15	6.4
10 他の団体等との情報交換や交流の場として利用	25	5.7	13	6.3	12	5.1
11 その他	18	4.1	6	2.9	12	5.1
合計	441	100	206	100	235	100

グラフ27



(4)みやぎNPOプラザの利用状況 2——複数回答

利用していない理由は、全体で「地理的に遠い」29%、「サービス内容不明」21%、「必要性がない」19%、存在を「知らなかった」11%、「交通の利便性が悪い」10%、「利用できるサービスがない」7%などとなっている(表78、グラフ28)。任意団体では「サービス内容不明」「知らなかった」を合わせると、総意の三分の一を占める。本プラザは、NPO活動を促進するためにNPOの支援を行政の立場で行う機能を有する拠点であり、NPOの宣伝、設備や部屋の貸し出しを実施している。これらは各種団体が「行政からの支援が必要」としている内容であり、宣伝不足は否めない。

活動内容に、みやぎNPOプラザを中心とした地域タウンマップづくり、ラジオ番組「NPOプラザインフォメーション」の作成・放送、みやぎNPOプラザ関連のイベント支援という内容であるが、NPOプラザを中心とした表示では公益性に欠け、行政とNPOとの中間支援組織というイメージ上、誤解を受けやすい。

さらに行政とNPOの協働に向けた中間支援組織の役割の発揮を重視している点は一致しているが、例えば、NPO法人や行政は、NPOの資金問題や、企業とNPOの協働などへの支援を期待しているのに対して、こういう課題に中間支援組織は必ずしも積極的ではない姿勢も見られる。

表78

「みやぎNPOプラザ」を利用しない理由	回答数	構成比(%)	任意団体等	構成比(%)	NPO法人	構成比(%)
1 地理的に遠い	136	28.6	114	28	22	32.4
2 交通の利便性が悪い	47	10	40	9.9	7	10.3
3 どんなサービスを提供しているかわからない	100	21.1	87	21.4	13	19.1
4 利用したいサービスがない	32	6.8	26	6.4	6	8.8
5 知らなかった	50	10.5	46	11.3	4	5.9
6 必要性がない	90	19	81	20	9	13.2
7 その他	19	4	12	3	7	10.3
合計	474	100	406	100	68	100

グラフ28

